

2021 年度
年 報
第 2 巻

一般社団法人

子ども未来・スポーツ社会文化研究所



子ども未来・スポーツ社会文化研究所 2021 年度年報（第 2 卷）

目次

特集：子どもの未来・教育とスポーツ

教育フォーラム 2021

子どもたちと描く、未来の学校

松田恵示（東京学芸大学副学長・理事） ····· 2

書評フォーラム 2021

田中充・森田景史著『スポーツをしない子どもたち』

田中充（産経新聞社）・森田景史（産経新聞社） ····· 8

論文

米国の団体交渉協約にみる労働としての運動部指導と教員の働き方

谷口輝世子（主席研究員・米国在住スポーツライター） ····· 18

現代アートにおけるフレーム崩しの仕掛け－特性の言説化に向けて－

長尾 衣里子（会員・京都市京セラ美術館学芸員） ····· 28

活動報告

··· 40

編集後記

··· 48

特集：子どもの未来・教育とスポーツ

「教育フォーラム 2021」

子どもたちと描く、未来の学校

松田恵示（東京学芸大学副学長・理事）

はじめに

コロナ禍で、運動会等の学校行事の企画を子どもたちに任せて実施し、新たな学校行事の在り方（価値）を創り出した学校があります。

これまで、大人たちが用意したカリキュラムで子どもたちは受動的に学習してきました。そこには子どもたちの意見は入っていません。未来の社会を創っていく子どもたちの考えが反映されない教育というのは不思議なことだと思いませんか。いや、そのことを不思議だと思わないことこそが不思議なことです。

ちなみに、OECDでは、これから教育を考えていくプロジェクトに、当然のこととして、子どもたちも参画し、議論しています。

そこで、子どもたちから未来の学校について話を聴き、それをもとに、これから教育を考える「教育フォーラム 2021—子どもたちと描く、未来の学校—」を 2021 年 4 月 25 日（日）19 時から 20 時 30 分まで、オンラインで開催しました。松田恵示（東京学芸大学副学長・理事）氏にコーディネートしてもらい、中学生 8 人・高校生 1 人に未来の学校について語ってもらいました。

本編はこの教育フォーラムで語られたものをまとめたものです。なお、子どもたちの人権に配慮し、登壇者は匿名にしました。

1. 趣旨説明

今、これから学校教育が問われていますが、そのことは、未来を生きていく子どもたちと一緒に考えていくことが大事なんではないか思います。これについては OECD が近年、コレクティブインパクト（Collective Impact）といった研究のスタイルとか、地域エコシステムというような考え方を持っているようです。その意味で、子どもたちの着想をただ大人が利用するというのではなくて、いっしょになって創っていくということが、一つの大きなトレンドになりつつあるのかなと思います。

そう言った意味で、今日は子どもたちと未来の学校を描いていければと思います。その上で、ご参加いただいた皆さんと意見交換ができればと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、まず、中高生に自分にとっての学校の楽しさや面白さ、そこでの自分の育ち、そして、今後、学校や自分の学びがどのようにならんたら良いのかということを一人一人語つ

てもらいます。

そこでは、大人だとか、先生だとか、親だとかといった役割は置いてもらって、みんなでいっしょに話をしていくというスタンスで関わってもらえば嬉しいです。（松田恵示）

2. 今の学校、未来の学校についての子どもの意見

＜高校生＞

◆なぜ学校では、学びを楽しめないの？

「探求的な学び」をしたくて進学校に進んだが、そこにあったのは、単に試験で良い点を取るための勉強だったので落胆した。そこで学校を飛び出して、児童館に行って子どもたちと一緒に探求的な学びをしてみた。そうすることで、本当の学びの楽しさについて考えるようになった。その結果、学びで大切なことは、①一貫性を外してみると、②楽しくやれることを探す、③飽きたら、飽きたという感情を大切にする。そして、そのことで自分が没頭、大切にできることを求めて動くことだと思った。これからの中学校は、生徒が柔軟な意思とフットワークを持ち、先生もそれを受け止め、新たな成長を仲間のみんなと楽しめる空間になつたらいいと思う。

＜中学生＞

◆なぜ学校では、思ったことが言えないの？

意見を共有することで、新たな視点から物事を見ることができる。ただ、少人数のディスカッションだと、良い意見だったり、面白い発想が出るんだけど、大人数だと正解を出さなければならないという暗黙のルールみたいのが働いて、面白い発想が出ない。だからデジタル機器を導入し、思ったことが言え、意見を共有するのが良いと思う。

◆なぜ学校では、多様な学びを選べないの？

の中学校は自主性を重んじていて、教育に恵まれていると思う。ところが、他の中学校の状況を聞いてみると、あまり自主性を重んじていないことを知り、地域によって、教育差があるなと思った。それをなくすためには、オンラインで様々な学びを紹介して、自分で選択して学べたら良いなと思う。

◆なぜ学校は、生徒の意見で変わらないの？

制服は女の子はリボンで、男の子はネクタイと決まっているけど、女の子でもネクタイしたいという子がいるので、このことを変えたい。でも、それを変えるのは難しいし、時間がかかる。学校は生徒を縛るところではなくて、生徒が学校を創っていくところであって欲しいので、変わりやすい学校になれば良いと思う。

◆なぜ学校では、社会に視野が広がらないの？

私は社会のことに対する興味があるけど、自分が樂しければそれでいいやと考える人が多い。社会のことを考えるきっかけを先生から与えて欲しい。そのためには、社会のことを考えるイベントに挑戦できるチャンスを用意することが大切。学校以外の環境で視野が広がったり、自分のやりたいことが見つかったりすればいいのかなと思う。

◆なぜ学校では、やりたくないことをするの？

受験のために何かをする人が多い。例えば、生徒会活動も内申書のためにする人がいる。やりたいことでもないし、得意なことでもないのに、無理に強制的にやる必要はないと思う。やりたい人、得意な人がやればいいと思う。

◆なぜ学校では、子どもたちに任せられないの？

デジタル化が進んでいて、その授業の準備を先生がしているが、生徒と一緒にやればいいのではないか。生徒の中にはデジタルに得意な子もいるので、GIGAスクールを進めていく上で、生徒の主体性をもって学校づくりに関われれば良いなと思う。

◆なぜ学校では、全教科を勉強しなければならないの？

志望校に合格するために勉強してきた。でも算数の成績は上がらない。社会は成績に関係なく興味がある。成績は変動するけど、自分が興味のあるものは変わらない。中学生でも、将来なりたいことから授業も選択制にしたらどうか。それがキャリア教育ではないかと思う。

◆なぜ学校では、個性が活かされないの？

スティーブ・ジョブズが「Think different」といっている。個性が大切だと思う。日本では調和を大事にして、場の空気を読んで行動する。そのことが学校の中にもある。同調圧力があると個性が發揮できない。社会はダイバーシティとかジェンダーとか個性を認めるようになってきているのに。

◆なぜ、生徒が主体的に学校行事等をできないのだろうか？（ディスカッション）

- ・ 中学校は高校へ行くため、高校は大学へ行くためといった学校はあくまで次への通過点にしか過ぎないのではないか。そんな中で、行事等は早く通過する必要があり、生徒が主体的に工夫するという時間がない。
- ・ 生徒総会で質問に答えられないのは、生徒主体でやっていないからではないか。
- ・ リボンとネクタイの話に関連していうならば、校則だからで規制するのではなく、そのもとにある個性を大事にすることから先生には考えて欲しい。

ここで、制限時間になったので、中学生は降壇しました。

3. 学校が変わることについて

子どもたちから「制服変更について生徒と先生が話し合って来年度変更するというのは可能なのでしょうか?」という発問があり、それをめぐって参加者で話し合いました。

- 可能だと思います。業者が関係しているので簡単にできることではないと思いますが、一方、教員のジェンダー意識を考えた時に、なかなか変わっていかないのは子どもたちが言うように教員側にあると思います。その辺を議論していけば変わってくるのだと思います。
- 子どもたちが自分の意見を言って、そのことで何かが変わるという経験が必要なのではないかと思います。言ってもしようがないということで、だんだん意見を言わなくなってしまうのではないかと思います。それは、これから社会を創っていく子どもを育てるためには良くないのではないかでしょうか。
- 校則をどう考えるかだと思います。子どもたちにはしたいことがある。でも一方でルールというものがある。それを変えていくという手順を子どもたちが理解していくということか、子どもたちがやりたいことが優先されるのかというこれまで議論されてきた構図に陥りがちだなと思います。社会参画を通じて物事や環境がより良いものになっていくということに自分が力を発揮する経験を通して、創造していく力がつくということが今求められているのではないかと思います。この力をつけるために子どもたちとどのようなやり取りをしていくのかということが大切なではないでしょうか。その意味では、制服がその一つのきっかけになっていくかなと思います。
- 私の地域では、制服は保護者の意見で決められています。それで、今年から制服はいくつかの中から選択するようになりました。
- 大学で学生運動が盛んだった頃、高校生だったのですが、その勢いが自分の高校にも伝わっていて、制服を変えようという運動が生徒会から沸き起こって、結果として制服を変えることになったという経験があります。自分たちも声を上げれば学校を変えられるんだとその当時感動的に思いましたが、それが今の母校に続いているようには思えません。生徒の意見に聞くに値するものが多くあるという認識を先生方がどれだけ持っておられるか、ということも関係するように思います。先生方に学校というのはこういうもんだという考え方方が強いと、なかなか子どもたちの自主性は引き出していけないように思います。
- 今、地域の人が学校運営に関わるコミュニティ・スクールのマイスターをしているのですが、先生方だけではなく、地域の人たちが子どもたちの意見を聞いて、学校運営に反映させていくということも必要だと思います。
- うちの中学校は開校 10 年目ですが、制服は開校当時の小学 6 年生の意見によって決めました。そのような取り組みが日常的に大事だなあと痛感しました。

4. 「未来の学校みんなで創ろうプロジェクト」について

東京学芸大学の竹早地区にあります幼小中の学校を中心に、企業、行政、大学が協働して未来の学校を創っていこうとするプロジェクトです。もちろんこの中には、今回登壇してもらった子どもたちも入っています。

このプロジェクトは、10年後の学校の姿を3年後に見せようとするもので、コレクティブインパクトの実践のひとつとして、学校改革という社会課題をセクターを越えた皆さんのが協力して、子どもたちを含めて進めていこうとしています。その背景に、今の「日本の当たり前」を変えていかなければならないという意識を持っています。そのためには、社会を変えていく力や意欲をもち、みんなと一緒に責任をもってやっていく子どもを育てることが重要になっていると考えています。そのためにも「異質性」と「多様性」の中で協働していくことが大事でしょう。また、例えば今のICTによる技術革新は目を見張るものがありますが、学校ではまだ使わなくても許容される状況があります。それは、学校と社会の公共価値が共有されていない現れではないかと思います。そのような変化の中で学校を見直す必要があるのではないかと考えています。

一方、学習指導要領のレベルでは、「主体的・対話的で深い学び」とか「社会に開かれた教育課程」という考え方、また、OECDのEducation2030の教育のモデルの中でも、エージェンシーやコンピテンシーという言葉が出てきています。これらをわれわれは「好きに、挑む」という言葉に置き換えました。その意味で学びというものを子どもたちがオーナーシップを持って進めることができるとか、あるいは学校・地域・家庭が学びを通して結合していくとか、それぞれの役割を交換できるということや、授業や環境が変わっていかなければならないと考えています。しかし、それをやることで逆に先生が苦しくなるカリキュラムオーバーロードが解消されなければなりません。そして一番大切なことは、子どもの着想を中心にして動くことだと思います。それは子どもが好きに主体的にやるというよりは、子どもの着想を大人と一緒にになって実現していくという方向性が大切ではないかと考えます。そこに未来の学校へのアプローチを考えたいと思います。

このような中で、子どもたちはOECDと共同でしている事業に参加したり、他の地域の公立学校や教育委員会とも連携して、学校を変えていこうという試みをしています。(松田恵示)

おわりに

今、教育改革に向けて、具体的にどう動けばいいのかということを模索している状況です。最近いちばん大切なと思っているのは、子どもが社会の一員として参画するということです。学校という場所も、子どもが教育を受ける場ではなくて、ともに参画しているメンバーとして捉える必要があるのではないかと思います。生徒会活動とかの取り組みはありますが、それ以上に学ぶということが自分にとってどのような意味を持っているのかという当事者意識の中で行っていることが必要かと思います。このことを学校の外部の組織と

協働して解決していくということも必要ではないかと思います。(松田恵示)

今の日本の社会では当事者意識を持つということが欠落していると思います。つまり、自分のことだけ考えている人が増えているように思います。それが、子どもたちの中にも広がっています。たとえば、学校に来れない子どもがいた時に、それを自分のこととして考える機会が少ないのでないかと思います。多様性という言葉は一面、他人は他人、私は私といった人間関係を分断してしまう恐れも孕んでいるのではないかと考えます。社会に参画するという当事者意識を育てるためには、学校にある課題を子どもたちと一緒に当事者意識をもって考え、その解決に向かうという経験をすることが大切なではないかと考えています。OECDが「新たな価値を創造する力」をこれからの中の教育でつけるべきチカラとしてあげている意味は、そこにあるのではないかでしょうか。(杉本厚夫)

＜子どもたちの話を聴いての感想＞

子どもたちの意見/要望は皆それဇでしたが、頭ごなしにそれは実現できない、と大人が決めつけるのではなく、できること/できないことの優先順位をつけて話し合うことが重要だと感じています。

その際、大人は子どもたちがどのような思いでそれを要望しているのか丁寧に話を聞くこと、逆に子どもたちに「これは大人が子どもの幸せを願って出した結論なんだよ」ということをしっかりと伝えてあげることが重要ではないかと思います。都合の良いときだけ子ども扱いしない、その真剣さが子どもに伝われば、子ども自身も納得するような気がしています。(安田由夏)

中学生や高校生が、自分の意見や主張をしっかりと持って、相手に伝わりやすいように発表している姿に感銘を受けました。

私の娘は中2になりましたが、中学生になった途端、競争社会に放り込まれた感じだなと母として見てています。友達と点数を競い、通知表の数字に一喜一憂する姿は30年前の私となんら変わりありません。ただ、今は一人に一台タブレットが配布されたこともあって、グループで調べ学習をしたり、発表するためにパワーポイントを作成したりして、自分で学んでいく活動も増えたのかなと思いますが、高校入試は難易度が増し、学校の学習だけでは太刀打ちできなさそうです。

中学校は、キャリア教育、道徳教育、ディベート教育、そして進路指導もして、入試対策もして…、大変だなあというのが率直な感想です。今の高校入試や大学入試のことは、勉強不足でよくわかりませんが、やはり子どもたちは入試のために必死で勉強している感じです。(小西真美)

特集：子どもの未来・教育とスポーツ

書評フォーラム 2021

田中充・森田景史著『スポーツをしない子どもたち』

田中充（産経新聞社）
森田景史（産経新聞社）

はじめに

本研究所は、「私たちは子どもたちの未来に心豊かな社会をプレゼントします。」のスローガンのもと、子どものこと、スポーツのことを中心に、その未来について考え、創造していくことを目的としています。

そんな折、田中充さんと森田景史さんが『スポーツをしない子どもたち』（扶桑社新書、2021年11月1日刊）という衝撃的な著書を上梓されました。そこで、「書評フォーラム2021」を2021年12月17日（金）20時から21時30分までオンライン開催しました。本編はそのフォーラムで語られたことの記録です。

ちなみに、本書発行の1か月後に、筑波大学の清水紀宏先生が、『子どものスポーツ格差』という著書を上梓されました。この中でも、子どもの社会的格差によってスポーツができないくなっているという衝撃的な事実が論じられています。

それほど子どもとスポーツの関係は深刻な状況にあるという認識のもと、これからどうあつたら良いのかという子どもとスポーツの未来について議論しました。

1. 子どもの体力低下の背景

2008年度よりスポーツ庁が調査をしている全国体力テストというものがあります。2019年度のこのテストでは、小5男子は調査開始以来最低になり、上がりつつあった小5女子、中学2年生の男女ともに前年度よりも下降しました。その要因として、スポーツ庁はスクリーンタイムの増加というのがひとつの要因に挙げられるのではないかと指摘しています。スマホやタブレットというものが今の子どもたちにとっては遊びのツールとして重宝されているものになっていて、非常に長い時間、動画を見たり等で時間が費やされてしまって、結果的に、外で遊ぶ機会というものをどんどんと失ってきているというような傾向が読み取れてきました。そして、東京2020オリンピックが開催される時期ですから、そのレガシーを受け継いでいく子どもたちにどういった影響が出るのかということも、少し掘り下げたいと思って、この本を企画しました。

2019年度の調査で、子どもたちの体力というのが非常に落ち込んでいる中で、2020年は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大がありました。実は、この2019年度の調査を受け

て、スポーツ庁の当時の長官である鈴木大地さんがスクリーンタイムの増加等による子どもたちの体力への影響を何とか食い止めるために、幼稚園保育園の年代から、小中学校まで連携して食い止める策を見つけていこうということで、連絡会議を立ち上げました。保育園も入ってくるので厚生労働省からも担当者を呼んで、2019年の年末に第1回の顔合わせがスポーツ庁の長官室で行われたのですが、2020年の新型コロナウイルスの感染拡大によって、連絡会議ではその1回限りで終わってしまいました。

2019年度に出たこの体力テストから回復傾向に向かわなければいけないはずだったのが、一斉休校になってしまいました。私も小学校2年生の息子がいるのですけれども、体操教室もサッカー教室も一旦お休みになって、公園は黄色のテープでブランコや滑り台がぐるぐる巻きにされて、密にならないようにということで、子どもたちが公園で遊ぶこともできなくなりました。もうトリプルダウンじゃないですけども子どもたちは体を動かす環境というものをこのコロナによって全て失われてしまったわけなのです。こういう状況の中で、体力の回復というのは難しいのではないかというのが一つありました。

2. 東京オリンピックの体力への影響

この2019年度のテストの後に、何かプラス材料というのがないかなということで考えていった中で、もう一つのテストがありました。これは全ての年代を対象とした全国テストの結果なのですけれども、実はこれにオリンピック・パラリンピックというのが非常に大きく影響しているということが明らかになってきました。

1942年生まれ、49年生まれ、59年生まれは、69年生まれや、79年生まれの方たちと比べると、スポーツ実施率や体力テスト評価で優位性が生まれていたということが明らかになりました。この42年、49年、59年生まれというのは、1964年の東京オリンピックのときの10代、20代の人で、つまり、このオリンピックの素晴らしさというものが、自分たちの記憶の中にきちんと残っている世代なのです。つまりこのオリンピックを見た当時の子どもたちというのが、その後、年齢を重ねていってもスポーツを実施する率が高かったり、テストの結果が高かったりというのは、やはりオリンピックのレガシーでいい意味での影響があるのではないかと考えられます。スポーツ庁も実際にこのような影響を評価していました。

2019年度の体力テストで小学生も中学生も非常に体力低下というものが顕著になっていて、2020年にはコロナウイルスによって遊ぶ環境すら、失ってしまったわけです。けれども、この2021年のオリンピック・パラリンピックを、子どもたちは自国開催で見ることができるわけですから、そこで見たオリンピックやパラリンピックの感動やアスリートの躍動というものを記憶に刻んで、これから自分の体力の向上に繋げていってもらうことができないのかなというふうに考えてこの本を書きました。

スケートボードやクライミングというような、これまでのともすれば、これがスポーツなのかとみんなが思うような種目も紹介しました。IOCも若者のスポーツ離れの食い止めの

ために積極的に正式種目に入れてきています。そういった現場で、いわゆる根性や努力とか、自分の人生をかけてとか、そのようなややオールドスタイルのアスリートだけでなく、とにかく競技を楽しむ今を楽しむ、スポーツを良い意味でラフに捉えていくというか、そういった世代の子どもたちのスポーツに取り組む様子もこの本の中では紹介をしました。決してオールドスタイルのスポーツが悪いわけではなくて、私はむしろ、そちらの方がすごく感動して心搖さぶられる部分もあるのですけども、大事なことは子どもたちのスポーツをする選択肢というものを、どんどんと広げていくことで、それが我々の役割なのではないかと思っています。

3. 野球人口の減少

この本では競技に特化した章立てはしなかったのですけれども、今の子どもたちの現状を顕著に物語っている実態として、野球人口の減少というのを少しお話したいと思います。

まず、高校球児ですが、日本高野連は硬式野球に関しては、ずっと部員数の統計をとっています。2014年には少子化という中でもあったのですが、高校野球はたくさんの方がやっていて、増加傾向にあったのです。2014年というのはどういう年かというと、2012年に大谷翔平選手が日本ハムからドラフト指名を受けているのです。その2年後ぐらいまでに、これだけの子どもたちがいて、地域や町内会で運動に優れた子が、野球をやるというような時代が、本当にまだ7、8年前まであったのです。その後、少子化の影響は当然あるのですけれども、それ以上のスピードで野球離れといいますか、高校野球の人口は減少しています。

今回の本を書くにあたって、小中学校の現場のコーチの方々にも聞いたのですけれども、もう2割減というようなレベルでなくなってきたというそうです。昔、我々の世代で子どもが多いところだとひとつの小学校に2、3チームもあったのですが、今は東京の小学校单位であっても連合を組まないと、ひとつの学校でチームを作るとか、ひとつの学年で9人集めるというのがもう非常に難しくなってきてる現状があります。

その要因を掘り下げていくと保護者の負担というのがあって、たとえば、お茶当番というものをやらないといけない。コーチや監督さんというのは、ほぼボランティアでやってくださっています。私も息子が来年から小学校3年生に上がるタイミングで、野球をやりたいと言っているので、今チーム探しをしているのですけれども、このお茶当番というのはどのチームのホームページを見ても書いてあります。月謝は3000円程度です。コーチや監督さんというのはボランティアでやってくださっていて、その方々へお茶を入れます。また、保護者が交代で月に1回は参加をしてもらって練習をサポートするというところが必要になります。もちろん、ご自身のスケジュールを合わせながらですけれども、参加はしてくださいというようなことがあらかじめ書いてあって、これがなかなか多忙な親にとっては負担になってくるところもあるのではないかと思います。息子の場合、サッカーチームにも入っていて、サッカーでも同じようなところがありますが、Jリーグのチームなどがやるサッカースクールはそういったものをやめて、預かった後は、保護者はいなくてもいいですよと

いうようなこともやっているのです。

時間だけの問題ではなくて、経費の問題や他の習い事との関係を含めて、親の負担度合いとかも考えていくと、なかなか子どもがスポーツをやっていくのは難しいというのがあると思います。

野球に関しては、お茶当番なし、無駄な声出しあなし、土日を4分の1というふうな区分けをして、土曜日の午前、午後、日曜日の午前、午後の4つのうちの1つだけを野球に費やそうというような取り組みで、保護者の負担はなし、家庭の事情でいつ休んでもいい、全員が試合に出られます、球数制限もちろんあって肘・肩を壊さないというようなことをやっているチームが、今、横浜、つくば、練馬にあります。

練馬のチームというのが数ヶ月前にできて、私も小学校3年生に上がる息子を、まずはここに入れるとちょうどいいなあと思っていたのですけれども、フルカウントというインターネット野球メディアが「こういったチームがありますよ」と取り上げた途端に、チームのTwitterとFacebookに体験入部の問い合わせが殺到したようで、今TwitterとかFacebookを開くと「体験入部を一時停止させていただいている。たくさん取り上げていただいたことで、たくさんの問い合わせが来てしまいました」というようなことが紹介されているのです。つまりやっぱり保護者は、子どもたちになんとかスポーツをさせてあげたい、その環境を作りたいのだけれども、そのための自分たちの負担とかを考えると、やらせてあげられる環境が本当にはない。そういう中で、これだけの問い合わせが来るというのは、今の子どもたちの現状をまさに物語っているのではないかというふうに私自身も今考えています。

今日は、この野球に関しても、後でいろんな方々から意見をもらいながら少し意見交換をしていければなというふうに思っています。(以上、田中充)

4. 福島の子どもたちの体力低下の状況

福島県の子どもたちが東日本大震災によってどうなったかを体力の面で注目したことと、世田谷区で禁止事項なしで自由に遊べるプレーパークで、コロナの中でも子どもたちが元気に遊ぶ公園事業を取材してまいりました。その現状をお伝えできればというふうに考えております。

まず、福島県に着目した背景ですが、私は震災の3年後に福島県の須賀川市というところを訪れまして、現地の指導者にお話を伺いました。転び方が実に下手な子どもが増えたということをスポーツの指導者が嘆いておられました。どういうことかといいますと、頭から前にのめって顔にケガをする子どもが増えたそうです。つまり手で受け身を取ったり、体をひねったりして力を逃がす、そういう転び方をする子どもが少なくなってきて怪我をするということをおっしゃっていました。受け身やそういう体の動かし方を覚える大事な時期に震災によって外で遊べなかつた。そういう影響が出ているのではないかということをスポーツの指導者が指摘されていました。2020年のコロナ禍になって、外出を自粛せざるを

得なかった今の子どもたちと状況が似ているのではないかと思いました。そこで、先例として検証する価値があるのではないかと思いまして、福島に注目しました。

東日本大震災が外遊びの機会を奪ったことを状況的に説明しますと、2011年の6月時点、震災から3ヶ月たった時点での県内の小学校の約15%が屋外での活動を全く行わなかった。許可しなかったという状況にありました。県内の小学校の約50%が、屋外活動の一部を制限しているという状況が続きました。そういう制約を受けた学校が多かったと思います。

福島の県教委の担当者に聞いたのですけれども、この方の息子さんが震災直後の4月に小学校に入学されたのですが、6年間学校のプールで泳いだことが一度もなかったということをおっしゃっていました。どういうことかと言いますと、福島の原発事故がございまして、水や土に関してかなり敏感になっていらっしゃる方が多かったということで、特に学校のプールの授業というのは非常に拒否感が強かったことから、送迎バスとかで学校外のスイミングスクールに連れて行って、ひと夏に1回か2回しか水泳の授業がなかったというような状況でした。

6歳から17歳まで対象にした新体力テストを震災前と震災後で比較してみると、特に50m走を見てみると、2012年、2013年でかなり目立って震災前よりも数字が落ちた結果になっています。ソフトボール・ハンドボール投げですと、女子は2012年度の14歳と16歳を除いて全部下回っていますし、2013年度は全年代で震災前を下回るという結果も出ています。2015年3月の福島民友新聞では、震災から4年経った2015年でも、顕著な体力の低下の傾向が続いていると分析記事を載せていました。原発直後の屋外活動の制限、それから仮設住宅などの避難生活の長期化といったものが影響しているとみられると指摘しておりました。

ただ、2016年度以降、実は徐々に改善傾向も見られます。福島県で運動身体作りプログラムというものを作るなどしており、福島県が体力に関して意識が薄かったかというと全くそうではなかったのです。福岡が2004年度からスタートした先例に則って、福島県も2005年度から福島スポーツキッズという事業を展開しています。タレント発掘なので、例えば自分に適したスポーツを見つけるとか、あるいは今やっている競技から別の競技やった方がいいのではないかという、スポーツの才能を伸ばすというある意味エリート教育の部分ではありましたが、早くから取り組んでいました。ただ、あの震災の後の数年間は参加者が減ったということで、このスポーツキッズの事業の趣旨も変わってきました。

震災前はタレント発掘というスポーツエリートの扉を開くというような姿勢が強かったのですが、震災後は子どもが体を動かす喜びを知る、スポーツの出会いの場を提供するという場に変わってきました。もちろんエリート教育の部分も続いているのですけれども、スポーツエリート以外にも、スポーツとの出会いの場を設けるという取り組みも併設して行っているということです。

福島の状況はかなり改善されまして、2018年12月の福島民友新聞によると、2013年度以降では、全国体力テストの合計点が小5女子と中2の男女で最も高くなつたということ

です。震災前の数値を下回っていたものが、2018年度には最も高くなつたという結果が出たそうです。小5の女子の場合は2019年度には5年連続で全国平均を上回るという結果も出ています。

なぜこういう改善が図れたかというと、福島県教委の非常に地道な努力があったということが、取材でわかりました。2015年度から、福島県教委と福島県内の小学校教諭、福島大学の3者が共同研究を行いまして、運動身体作りプログラムというのを改良いたしました。これによって子どもたちが楽しんで取り組める運動、それから教員が学校の授業で手軽に教える準備運動、こういったものをより強化していこうじゃないかということです。例えばスキップ、犬走りは両手と両足について交互に足を動かして前に進むのです。それからカニ歩きは横に動くステップ、うさぎ跳びは昔のうさぎ跳びでなく、両足で跳んで両手で体重を受け止めて前に進むのです。アザラシ歩きは両足をついたまま手だけで前に進むのです。今はスポーツ教室でよく見かける準備運動なのですけれども、こういったものをいち早く取り入れて、学校の授業の前にやることを導入しました。また、2015年度から、小学校の体育の授業に体育の専門アドバイザーを派遣して正しい授業、より良い体育の授業を進めるようにしています。この専門アドバイザーというのは、元体育の先生、あるいは大学の体育学部のOBを講師として派遣して、それを何年間か続けています。

それから自分手帳というのがあり、小学校4年から高校3年生まで、9年間の体力と運動能力の調査結果を毎年記録させ、ノートをつけさせるようにしました。例えば、運動の記録ですと、各学年で記録した100m走の自己ベストといったものを書かせ、目標達成のために努力したこと、それから振り返りの記録をつけています。また、健康習慣、生活習慣の記録です。例えば起床や就寝の時間、食事の時間は何時か、運動はいつやったか、ゲームを1日何時間やったかとか、そういうことを細かく書くことによって自分の健康を管理する意識を根づかせました。

しかし、特に中学校の教育の現場はやはり悩みがあるということが、県の中学校体育連盟の理事長さんの取材からわかりました。

特に陸上に関して、トップ選手の記録というのはだんだん伸びているということで、震災の影響がそれほど表れていないのですけれども、トップ層以外の中間層より下、特に県内ランキング20位台より下の生徒の記録が年々落ちている。つまり記録が二極化しているということで、全中やインターハイ、全国大会の成績には表れない成績の低下が見られるということでそれを懸念されていました。

プレゴールデンエイジは、だいたい3歳から8歳ぐらいを指し、外遊びによって運動神経が発達する年代なのですが、こういうときに震災で外遊びができないことによって、今の中学生がどういうふうになっているかというと、例えば、動作の途中で急停止をすることができない、あるいはハードルの跳び方を示してみてもそれが真似できないという中学生が非常に増えているそうです。ハードルの跳び方は皆さんご存知と思うのですけども、足を前に伸ばして片方をくの字に曲げて跳び越えていくのですけども、跳び方の真似をして座ら

せるともう体幹が維持できずに倒れてしまうということで、体幹の力が非常に弱い生徒も多いということです。ハードルの授業は真ん中で二つに割れるハードルがあるのですけども、こういうものを使わないと怖くてとてもじゃないけど教えられないという状態に直面しているそうです。今後こういう状況が改善されるかっていうと聞きますと、あまり楽観はしてなくて、例えばギガスクール構想というのがありますけども、スクリーンタイムがますます増える傾向にありますので、懸念されていました。

5. プレーパークによる外遊びの復活

プレーパークというものをご紹介したいと思います。2021年5月に取材に行ったのですが、連休中で緊急事態宣言が東京に出ていましたけれども大盛況でした。手作りで作った巨大な滑り台があり、遊ぶ子どもが非常に多かったです。このプレーパークは禁止事項を設けずに、自由にいろんなことができるという、そういうところです。例えば、木登りも自由で、小屋の屋根に登る、日曜大工、夏はウォータースライダーですね。自分の責任で自由に遊んでくださいということを打ち出しています。

今、全国で330ぐらいのこのようないい處のプレーパークがあり、その先駆けとして世田谷区の羽根木公園内にできた羽根木プレーパークというところを私は訪れました。現在、世田谷区には4ヶ所あって、毎年だいたい20万人前後が利用されているということです。取材で驚いたのですが、外で遊ばないことは半世紀前から親御さんの悩みだつていうことがわかりました。プレーパークを作ったのは、建築家で都市計画を研究するという大村虔一・大村璋子ご夫妻です。ご自分の子育て経験から子どもが遊ばないことを実感したそうです。当時の世相をいいますと、子どもの声がうるさいと近所の方が文句を言ったり、保育園は窓を閉じて運営しなければいけなかつたりとか、現在と全く重なるよう状況が当時から問題視されていたようです。大村夫妻が、ご近所の小学校のPTAにアンケートをとったところ、3分の2が遊びは家の中で、遊び友達は2、3人でほとんど同級生であるという状況を指摘したということで、非常に驚きました。

プレーパークというのはヨーロッパ発祥で、欧州を視察してその原型を勉強して、1979年に世田谷に作るわけです。現場は子どもたちが自由に遊んでいるといいましても、プレーリーダーあるいはプレーワーカーという監督者がいまして、遊び方に関する助言を行ったり、安全管理に目を光らせたりしている存在がいます。

プレーパークで何人かの親御さん、あるいは子どもさんにお話を聞いたのですが、この現場取材から見えてきたものがあります。まず、コロナ禍の最中だったので、体重が増えたという子どもが結構多かったです。私が聞いた中では50m走が遅くなりましたと。ベストタイムが9秒8だったのが、去年は11秒台に落ちましたという極端な例もありました。親御さんに、だんだん外遊びが減っている傾向というのはどういうことなのでしょうかと聞くと、東京という環境の特殊性も指摘されました。例えば東京というのは中学受験が当たり前のところで、勉強の合間を縫って遊ぶとなるとどうしてもゲームが中心になるというふう

なこともおっしゃっていました。あるいは公園に遊びに行っても塾通いの子どもが多いので友達がないと結局遊びずに帰宅して、自分も塾に行くという子もいるということです。昔は鬼ごっこ、女の子はゴム跳びとかをしていた世代も多いかと思うのですけれども、今の子どもはとてもじゃないけどそういう体力がないのですよ、というお母さんもいました。別のお父さんに聞きますと、学校の遊びの形も、ゲーム派と公園派に二分されるのだと言っていました。公園は下手をするとオンラインゲームをして遊ぶための集合場所っていうケースもあるそうです。あるいは自宅から出なくとも友達に会えるという指摘もありました。つまり通信機能の付いたゲームを使うので、アバター同士で会話し、アバターで遊ぶことで友達と会うことの代替をしているというのもここ数年の傾向だということです。

実は 2016 年に信じがたいトラブルがあったそうです。先ほどの大型滑り台は高さ 2、3m なのですが、台座から落ちる子供が続出したそうです。それは勢いよく滑るように、助走のために後ろに下がった瞬間に落ちるといった信じられない事故が結構あったそうです。自分の足場を認識できない、周りをわかっていない、あるいはその危険な高さに自分がいるのだってという自覚がない、そういう子どもが多いそうです。外遊びを知らないっていう子どもたちが直面する大きな課題ではないかとその方は言っていました。例えば遊び慣れている子は高いところにも平気で登って簡単に飛び降りるのです。つまり体の使い方を知っているのですけれども、慣れてない子は高いところにも登れない。登っても自分で降りられないという矛盾もあるそうです。転ぶとすぐに痛みを訴える。あるいは擦りむいただけで慌てるなどです。あるいは親が抱き上げて高いところに乗せるとか過干渉も経験を奪っているのではないかという、こういう方の指摘もありました。(以上、森田景史)

討論者：谷口輝世子（主席研究員・米国在住スポーツライター）

米国のシンクタンクであるアスペン研究所が、2019 年から Don't Retire Kid というキャンペーンを行っています。子どもたちがスポーツを始めても、すぐにやめてしまうケースが多いので、子どもたちを早期にスポーツから引退させないことを目的としています。米国では子どものスポーツは競技スポーツとレクリエーションスポーツに分かれていますが、はっきりとした数字はないものの、リクリエーションスポーツに参加者が集まらなくなっていると指摘されています。競技スポーツは出場登録選手数しか子どもを抱えないで、トライアウトをします。競技チームのトライアウトに落ちると、子どもたちは、レクリエーションでやる価値を見出せずに、スポーツそのものをやめると言えるのではないかでしょうか。勝利至上主義というよりも、能力至上主義が米国の子どものスポーツ離れに影響しているのではないか、と私は考えています。

討論者：杉本厚夫（所長・京都教育大学／関西大学名誉教授）

私は、スポーツをしない子どもたちの背景に学校体育があるのではないかと考えています。

そこで、日本の子どもたちに、スポーツのカルチャーショックを与えた 1964 年の東京オリンピック以降の学校体育について、その社会的意味を振り返ってみたいと思います。

1964 年の東京オリンピックで、海外のアスリートの強靭な体力を目の当たりにして、1968 年学習指導要領の体育の目的は、「強健な身体の育成、体力の向上、運動技能の習得、運動に親しむ習慣、公正な態度の育成、健康で安全な生活を営むに必要な能力と態度」を育成することとされました。本書で取り上げられている体力向上はこの時に始まったのです。ただ、みんながアスリートになるわけでもないのに、なぜ、このような目的が設定されたのでしょうか。

体力を向上させるためには、苦しいトレーニングを継続的に行わなければなりません。それは、楽しむという欲求は抑えて、禁欲主義的にひたすら仕事に打ち込み「結果を出す」ことを至上命令とされた仕事人間の養成に他なりません。しかも、体力はあればあるほど良いとされ、成長型のマキシマムスタンダードはあっても、自分の生活に必要な体力という適応型（成熟型）のオプティマムスタンダードがありません。したがって、自分に適した仕事や働き方を求め、転職することが珍しくなっている現代社会にあっては、あまりその価値を見出すことが難しいのではないかと思います。

一方、技能は、いかに早く運動技能（パフォーマンス）を習得することができるかの競争状態の中で、その効率性が求められます。それは、時間当たりの生産性をあげるという企業論理を背景としています。しかし、2019 年の指標では、日本は時間当たりの生産量は世界 21 位で、一人当たりの生産性は 26 位となっています。したがって、現代では時間で働くということ自体が見直されるようになっています。

つまり、成長社会（競争社会）に適応する人間を育成するための手段として体育教育はあったと言っても過言ではありません。その結果どうなったかというと、体育嫌いが増えたのです。

そこで、1978 年学習指導要領では、「運動に親しませるとともに、健康安全について理解させ、健康の増進および体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる」と変わりました。つまり、「楽しい体育」の台頭です。これは、スポーツを遊びとして捉え、文化としてのスポーツを学習することを目的としました。

しかし、次のような批判がありました。ひとつは、スポーツを競争型の遊びと定義づけたことで、できるできないという技術的評価を払拭できないことです。また、体力や技能なら、学力と同じように数値化して評価することができるのですが、楽しさをどう評価（評定）するのかということが問題になったのです。さらに、無理にでも体力をつけないと身体的成长が阻まれるという批判です。

そして、ゆとり教育が批判され、学力問題が再び浮上することに協応するように、体育教育も体力向上に傾いていきます。ちなみに、平成 29 年度の学習指導要領は、64 年の体力の向上と技能の習得に回帰している感があります。

これまで日本では、学校にスポーツを輸入した時から、体育教育は成長時代の教育として

存在意義がありました。しかし、これからの中年時代では、遊びからスポーツは生まれたことに原点回帰し、スポーツが生活を豊かにする文化として捉える必要があるのではないかでしょうか。これは、本書で、プレーパークを取り上げられていることにその方向性を見ることができます。

つまり、子どもたちがスポーツをしたくなるために、教育の手段としてのスポーツから文化としてのスポーツ自体が目的になる学習にシフトしていく必要があると考えます。

2022年2月25日受付

米国の団体交渉協約にみる労働としての運動部指導と教員の働き方

谷口輝世子（主席研究員・米国在住スポーツライター）

1.はじめに

近年、日本では教員の勤務時間外の労働が長時間に及ぶことが問題になっており、その原因のひとつに運動部指導が挙げられている。このような教員の長時間労働の負担を軽減するため、運動部指導には外部指導者、部活動指導員が導入され、一部で民間委託もなされている。

平成29年(2017年)から制度化された部活動指導員は、学校教育法に基づく学校の職員として雇用され、報酬が支払われている。また、民間委託では委託料が支払われている。このほか、文部科学省は地域移行化を計画し、休日の部活動の指導を望まない教員は休日の部活動指導を行う必要はなく、地域で指導する者には謝金を支払うシステムを検討している[文部科学省,2020]。運動部の指導に対価を支払うという労働の論理が取り入れられるようになってきたといえる。

しかし、運動部指導を労働とみなして対価を支払うという労働の論理が、教員の働き方にどのような影響を及ぼすのかは、現時点では明らかになっていない。平成29年度運動部活動等に関する実態調査報告書[スポーツ庁,2018]、令和3年学校運動部活動指導者の実態に関する調査報告書[日本スポーツ協会,2021]はあるが、教員の働き方に変化があったのかは十分に検証されていない。

日本以外の国に目を向ければ、米国でも学校で運動部活動を行っている。学区によって大きく違うが、全米レベルで見ると教員と外部の指導者がおよそ半数ずつコーチをしているとされている[Gerdy,2014:150]。これらの指導には報酬が支払われるのが一般的で、労働の論理が取り入れられているといえる。

しかし、米国でも判例では、運動部を含む課外活動指導は教員の職務の一部と捉えられている。教員の専門性や関心に関連し、妥当な時間量の課外活動であれば、管理職は教員にその仕事を割り当てることができ、報酬を支払う必要もない[Thomas, Sperry, Wasden,1991:49]。ところが、実際には学区と教員組合との団体交渉協約において、課外活動指導を追加の仕事とみなし、この仕事に対して追加の報酬が支払われていることが一般的である。

つまり判例よりも、労使間の交渉と協約によって、課外活動指導に報酬を支払うという労働の論理が取り入れられているといえる。米国では、このような課外活動指導に対する報酬だけでなく、教員団体交渉と団体交渉協約[注1]が、教員の働き方を含めて公教育のありかたに大きな影響を与えてきた経緯がある[Moe,2010:229]。

2.先行研究

米国の教員団体交渉については、日本においても先行研究の蓄積がある。高橋[高橋,2011]、小川[小川 1977]、市田[市田 2005]による研究は、その歴史的経緯、教員団体交渉が教育政策の決定過程に及ぼす影響、各州の法が教員団体交渉権をどのように保障して規定しているかを取り上げている。しかし、団体交渉協約において運動部を含む課外活動指導がどのように取り扱われたかは注目されていない。

また、米国の教員の評価と給与について調査し、教員団体交渉を参与観察した岩月は、部活動への手当は整備されていると記し、「もし、教員に部活動の顧問になる義務はなく、別途人を雇い、その者に部活動への手当が支払われるのであれば、教員の働き過ぎに対する規制を意味する」[岩月,2020:164]としているが、実際の運動部指導と教員の働き方については検証していない。

以上の先行研究からは、米国の教員団体交渉において運動部を含む課外活動がどのように取り扱われたのか、また、団体交渉協約による課外活動指導の規定が、教員の働き方にどのような影響を及ぼしているかは明らかになっていない。

3.研究の目的と方法

そこで、本稿では、米国の教員団体交渉において運動部を含む課外活動指導がどのように扱われてきたのか、また、団体交渉協約による課外活動指導の規定が教員の働き方にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにする。そのために、まず、団体交渉協約に課外活動指導がどのようにして盛り込まれたのかの歴史的経緯を明らかにする。そのうえで、現在の団体交渉協約の事例研究としてメリーランド州モンゴメリー郡公立学区を対象として、その資料を分析し、担当者へのインタビュー[注 2]を行う。

4.教員団体交渉における課外活動指導の歴史的経緯

まず、米国の公教育制度と教員団体交渉を概括する。公教育事業は州の責任と見なされており、各州は州を学区に分け、公選制（一部任命制）の学区教育委員会を設置し、これに学校管理運営権を大幅に委任している[坪井,2018:388]。学区は全米に約 1 万 3000 以上あり、学区ごとに団体交渉協約や労使の契約が異なるため、学区によって教員の給与や運動部指導の報酬の金額も異なる。

また、米国で、公務員である教員の団体交渉が認められるようになったのは、他の労働者より 30 年ほど遅く、1960 年代以降であった。1935 年に「全国労働関係法」が連邦法として制定され、団結権、団体交渉権、団体行動権を保障する法的根拠が整備されたが、公立学校教員を含めた各州の公務員は同法の適用外とされてきた[高橋,2011:2]。しかし、ニューヨーク市学区で 2 度のストライキを経て、1962 年 6 月 1 日に団体交渉協約が締結すると[高橋,2008:1]、1960 年代には教員の団体交渉を認める州が増えたのである。

小川は「アメリカにおける 1960 年代の労働関係は『公務員の 10 年』として特徴づけら

れ、中でも教員組織の台頭は驚くべき現象の一つであった」[小川,1978:226]としている。2020年時点では、全米 50 州とワシントン DC 地区のうち、教員団体交渉と団体交渉協約を認めていない州は 6 州だけである[Education Commission of the States ,2020]。

ところで、州法によって教員団体交渉が認められる以前は、運動部指導は対価が支払われる労働として捉えられていたのだろうか。前述したように、判例では課外活動指導は教員の職務の一部と捉えられており、教員の専門性や関心に関連していて、妥当な時間量の指導には報酬を支払う必要はない。しかし、これらは、教員が職務の一部として無報酬で引き受けるべき課外活動の妥当な時間や回数を数値で示していないことから、判例で条件が示された後も、学区教育委員会や管理職が興味や関心のない教員に対して運動部指導を求めるケースがなかったとは言い切れない。

なぜならば、高橋は、1960 年代以前の教員団体交渉の制度化以前の状況について、教員団体交渉に詳しいモスコワの先行研究を引用し「学区レベルにおいて、教員の給与体系や雇用条件は常に教育委員会によって一方的に決定されてきた。ゆえに教員の個人的な交渉はほとんど行われず、教育委員会の決定に対して、教師達は転職するか、あるいは闇討ちによってしか対抗できなかったのである」としているからである[高橋 2011:28]。

ただし、教員団体交渉が認められる以前にも、運動部指導に対する報酬が全く支払われていなかったわけではない。1932 年に発表された調査[Brammel,1932:100]によると、指導する教員に対して、給与への上乗せのあった学区が半数程度あったことが読み取れる。また、1960 年には、教員が指導する課外活動がさまざま、時間的な負担や求められる専門性が異なることから、これに応じた報酬体系を明確化する試みがなされていた[Rempel,1961:1-11]。このことから、州法によって教員団体交渉が認められる 1960 年代には、運動部を含む課外活動指導に対する報酬を体系化する素地があったといえる。

次に、教員団体交渉の交渉範囲に課外活動指導が含まれていたのかを明らかにする。教員団体交渉の範囲は州法によって規定されている。コネチカット、デラウェア、イリノイ、カンザス、メリーランド、オレゴンでは、出席日数や登校日を定めたスクールカレンダーのように、教職員の勤務条件に関する事項であっても児童生徒の教育に影響を及ぼす事項を交渉することは禁じられている[市田,2006,p66]。しかし、ほぼ全ての州で給与や労働時間などの労働条件に関する事項を主な交渉項目としている[市田,2006,p68]。

1966 年に発行されたリバーマン・モスコワの *Collective Negotiations for Teachers An Approach to School Administration* では、教員団体交渉における交渉範囲は州ごとの法律の影響を受けており、さまざまであるとしたうえで、給与交渉に含まれる可能性のある範囲を 7 項目挙げている。そのうちの 1 項目に「課外活動の任務に対して報酬は必要であるか。もし、そうであるならば、どのくらいか」とある[Lberman,Moscow,1966,:222]。

また、教員組合側である AFT (アメリカ教員連盟) や NEA (全米教育協会) では、運動部を含む課外活動指導も教員団体交渉の範囲に積極的に含めようとしていた。NEA では「教育システムの質に影響を与えるすべての問題を交渉対象とすべきである」としており、AFT で

も「交渉の範囲に制限を設けない」と述べている[Lberman,Moscow,1966:225-226]。一方の雇用者側に当たる学区教育委員会は課外活動指導のような追加の任務の割り当ては管理者側の権利であると主張していたが、多くの学区において、教員組合はこのような追加の任務について、教員団体交渉のテーブルに上げることに成功していた[Thomas and Serry,1993:179]。

最後に、1960 年代に団体交渉によって成立した実際の団体交渉協約において、課外活動指導がどのように規定されたのかを示す。1966 年 1 月 17 日に成立したコネチカット州ニューヘブン学区の団体交渉協約[Lieberman, Moscow,1965,:594-618]では「教育委員会と組合は、課外活動が学生だけでなく教師にとっても価値があることを認識しているが、追加報酬が支払われない課外活動への教師の参加は任意とする」と記している。報酬についての記述はない。

1965 年のニューヨーク市学区の団体交渉協約[Lieberman, Moscow,1965,:619-678]では、条項 6 の「セッションごとの教師の給料と労働条件」に課外活動指導報酬が含まれている。課外活動の他に成人向けの学校、夏季期間中のサマースクールが対象になっている。ここでは、1 セッションを指導単位とし、セッション数に基づいて報酬を決定している。時間給に近い概念といえるが、指導者がいくつのセッションを指導したかを学区教育委員会に申請する形式ではなく、指導するべきセッション数が協約で定められている。

たとえば、高校運動部では、アメリカンフットボール 100 セッション、陸上 125 セッションなどと規定されている。他校と試合を行わない校内運動部は（女子）と記述され、バスケットボール部、バレー部等で各 30 セッション、この他に雑誌部、新聞部は年間 60 セッション、オペラ部 43 セッションなどと定められている。ただし、1 セッションが何時間かは記述されていない。

このほか、ウィスコンシン州のミルウォーキー学区では、教員団体交渉が制度化される以前の 1962 年に、教員に通知された勤務条件はわずか 1 枚の紙にまとめられ、課外活動については「授業時間に加えて週に 4 時間は正当で必要なものとして課外活動や生徒のサービスに費やされるべきだ」と書かれているだけだった。しかし、1964 年に初めて教員団体交渉が行われると、勤務条件の詳細は 40 ページに増え、課外活動の追加の支払いについての報酬レートが含まれていた[Hartman,2001:118-119]。

しかし、教員団体交渉が認められ、団体交渉協約を締結した全ての学区が、課外活動指導の引き受けを任意としていたわけではない[谷口,2022,61]。1970 年代後半から 80 年代後半にかけて、イリノイ州ノースクレイ・コミュニティ・ユニット学区の団体交渉協約では、課外活動指導の引き受けは任意と規定されていなかった。この学区の体育科教員のなかに、競技経験のない複数の運動部の指導を引き受けている者がおり、繰り返して運動部の指導から外すように学区教育委員会や校長に求めたが、受け入れられなかった。この体育科教員が裁判に訴えたところ、裁判では、団体交渉協約で課外活動指導の引き受けを任意と規定していないとも、学区教育委員会や校長は、課外活動の指導を割り当てる権利を無制限に行使できないと判断された[Zikrei,Gluckman,1990,109-112]。

このように全ての教員団体交渉で課題活動の引き受けは任意であることを勝ち取ったわけではないが、1960年代に入り、多くの州で法によって教員に団体交渉権が認められると、教員団体は運動部を含む課外活動指導を交渉の範囲に含めることに成功した。その指導の引き受けは任意か、任意で引き受けるとすれば報酬が支払われるのか、どのくらい支払われるのかを交渉をした。

団体交渉協約で運動部を含む課外活動指導は任意であると定めた場合は、指導を希望しない教員は、管理職や学区委員会から課外活動指導を命令されることはなく、負担は軽減されたといえる。さらに、団体交渉協約で課外活動指導の報酬について定めたときには、課外活動指導を引き受けた教員は、これまでの非形式な温情による支払いではなく、労使間で合意した労働の対価を得られるようになったといえる。

5.メリーランド州モンゴメリー郡公立学区の労使協約

ここでは、岩月の教員の賃金制度と労使関係の調査対象となったメリーランド州モンゴメリー郡公立学区（筆者注：岩月はモンゴメリー学区と表記しているが、本稿ではモンゴメリー郡公立学区と表記する）の2021-22年度の団体交渉協約を分析する。モンゴメリー郡公立学区はメリーランド州にある24学区の中の一つの学区で、学区の財政は米国の中でも非常に恵まれている地域の一つであり、モンゴメリー学区の賃金制度はMCEA（モンゴメリー郡学区教育協会）とモンゴメリー郡公立学区の教育委員会との教員団体交渉で決められている[岩月 2020:151]。

教員側の組合員の構成メンバーには、就学前教育から高校までの教員とソーシャルワーカー、言語療法士、作業療法士、カウンセラー、代替教員らが含まれている。しかし、運動部の指導を引き受ける外部からの指導者は含まれていない。

モンゴメリー郡公立学区の2021-22年度の団体交渉協約[注 3]では、運動部を含む課外活動指導とその報酬は、給与と手当にに関する項目に統いて記述されている。その冒頭において「モンゴメリー郡公立学区は、利用可能な財源があるという条件のもと、様々な課外活動において十分な資格を持つ支援者（筆者注：指導者を意味する）による指導と監督を行うことを意図している」とある。

これらに統いて、特定の野外教育活動を除いて指導の引き受けは任意であること、できる限り組合員を活用するが、活用できない場合は組合員以外が活動の支援者やコーチを務めることができるとしている。そして、組合員から指導者を募る手順についても細かく定めている。

具体的な手順として、まず、運動部を含む課外活動の指導者の募集は、教員に対して優先的に行われなければならない。前述したように組合員には教員の他に、ソーシャルワーカー、言語療法士、作業療法士、カウンセラーのような専門職員や代替教員が含まれるが、組合員のなかでも教員が課外活動指導を担うことが優先される。ソーシャルワーカーらの専門職員を課外活動指導者として採用する場合は、この活動の指導に興味を示す教員が他にいな

いこと、これらの専門職員が働いている場所で行われている活動であること、会議を含む業務とかち合わないことという条件を満たしていなければいけない。

指導の継続に関しては、校長が指導を行っている組合員の仕事に満足しており、かつ、組合員が希望しているときには、優先的に次年度も指導を継続できる。ただし、いかなる課外活動の指導も終身雇用ではなく、教員として割り当てられるべきはずの仕事を全うせずに、課外活動指導を引き受けて指導報酬を得ることはできないと規定されている。

指導報酬の金額については次のように定めている。まず、課外活動を3つのカテゴリーに分類している。カテゴリーIは、生徒会活動や読書クラブといった活動量の少ない活動、カテゴリーIIは野外教育活動、カテゴリーIIIが日本の部活動に相当する文化部、運動部の活動である。

カテゴリーIは、年間で上限100時間までの労働に対し、1時間あたり15ドル支払う。カテゴリーIIは日払い支払う。カテゴリーIIIでは、各活動とマネジメント職を含めて111種類の報酬が定められている。内訳は、新聞部、演劇部などの文化部が39種類、運動部とそのマネジメント職が72種類である。カテゴリーIIIの報酬の金額は、年度単位やシーズン単位で定められている。

学区内全校の運動部をマネジメントするジェファリー・サリバン氏（システムワイド・アスレチックディレクター）によると、外部の指導者にもこの団体交渉協約で規定した報酬額が適用される。外部の指導者は組合員ではなく、教員団体交渉にも含まれないが、団体交渉協約で規定した報酬額を受け取っている。このことから、団体交渉協約による報酬額の規定は、外部の指導者の雇用促進を目的としたものでないといえる。

このカテゴリーIIIの各課外活動の報酬金額の根拠は、指導に必要な日数と時間であり、モンゴメリー郡公立学区の課外活動ハンドブック^[注4]の活動記述書で定められている。この活動記述書は、一般の企業では仕事の内容を明示した職務記述書に相当する。課外活動ハンドブックは団体交渉協約には含まれていないが、サリバン氏はこのハンドブックについて「学区によって作成されているが、労使関係部を通じて労働者側と共同的に承認したものである」としている。したがって、ハンドブックは団体交渉協約そのものではないが、協約で規定した報酬の金額の根拠となる指導日数と時間が書かれており、この協約の下位に位置する文書と解釈できる。

先に述べたように報酬金額の根拠は、指導に必要な日数と時間であるが、課外活動はその性質から州法で定められたカリキュラムや指導るべき時間数の規定がない。そこで、モンゴメリー郡公立学区では、運動部が加盟するメリーランド州公立中高等学校体育協会の公式戦の日程、前年度の活動、学区の財源を各課外活動や男女で公平に分配することに配慮して、活動量の見積もりを行い、活動記述書を作成している。

次に課外活動ハンドブックの内容をみる。冒頭で「活動内容に記載されている時間は、コチラが通常の勤務時間外に行なうことが期待される最低限の要件に基づいている」と書かれている。活動記述書で定められた職務を全うできないケースについては「俸給が支払われる

べき要件を満たしていない組合員は、まだ支払われていない俸給の一部を没収されなければならない。その判断は校長が行い、没収される金額は、俸給プログラムのために設定された時給に基づいて決定される」とされている。

具体的な活動記述書の事例としては、モンゴメリー郡公立学区で最も指導時間が長い高校のアメリカンフットボール部一軍のヘッドコーチの活動記述書を取り上げる。活動期間は8月半ばから11月上旬までとされ、前段部で指導者が活動全体の責任を負うことや、会議の出席、連絡、定められた健康調査等の書類の提出、生徒の学業成績のモニターなどが挙げられている。後段部では指導に必要な日数と時間を示している(表1)。

表1で示した指導に必要な日数と時間から総労働時間は399時間である。教員団体協約で規定されたアメリカンフットボール部ヘッドコーチの報酬金額5,985ドルを、活動記述書の総指導時間数で除すると、労働1時間あたり15ドルの支払いになっている。つまり報酬の金額は、生徒会、読書クラブなどのカテゴリーIの1時間あたり15ドルと同額であり、課外活動指導を担う全ての組合員や外部からの指導者に公平に報酬を支払っていることが読み取れる。

このような活動記述書によって、指導とその準備に必要な内容と時間を明示し、報酬額と対になる指導回数と時間の最低ラインを示していることで、これを大幅に超える長時間労働の抑止につながっている可能性はある。しかし、団体交渉協約によって報酬の金額について集団的に合意しているがゆえに、指導するべき回数や日数の最低ラインがあり、各指導者が個別的にこれを大幅に減らす裁量権は、あまり与えられていないともいえる。

表1 高校アメリカンフットボール部ヘッドコーチの活動記述書の後段部

システム全体のディレクターが予定したシーズン前後の会議		5時間
8月の練習 8回	1回あたり3.5時間	28時間
50回の練習	1回あたり2時間	100時間
一軍の試合 10試合	1試合あたり4.5時間	45時間
二軍の試合 8試合	1試合あたり4時間	32時間
シーズン前の計画 会議を含む		39時間
練習計画と準備 50回	1回あたり0.5時間	25時間
試合の準備 10試合	1試合あたり1時間	10時間
フィールドの準備		5時間
ロッカールームの見守り 60日	1日あたり1時間	60時間
移動		5時間
映像分析		35時間
シーズン終了後に求められるもの (用具、ユニフォーム、予算管理)		10時間
指導に要する時間の合計		399時間

また、モンゴメリー郡公立学区のカテゴリーIIIの課外活動の指導報酬や1965年のニューヨーク市学区の教員団体協約は運動部活動の報酬額は、シーズン単位で合意している。これは、学区側にとって予算が立てやすく、指導を引き受ける組合員や外部の指導者にとっては安定して報酬を得られるというメリットがあると考えられる。しかし、教員が指導した時間を申請して、時給計算で支払いを受ける方式に比べると、ここでも、個々の教員に与えられた指導日数や時間の裁量権は小さいといえる。

6.おわりに

1960年代に教員の団体交渉権が州法で認められると、教員団体は運動部を含む課外活動の指導について、その指導の引き受けは任意であるかどうか、報酬は支払われるか、その報酬の金額は妥当かを学区教育委員会と交渉してきた。団体交渉協約で、その指導は任意であると規定した場合にはこの指導を引き受けない教員の負担は軽減され、運動部指導に労働の対価を支払うことで合意した場合には指導を引き受ける教員は金銭によって報いられる。

本稿で分析したモンゴメリー郡公立学区では、団体交渉協約によって、課外活動指導を任意としており、運動部を含む課外活動の指導をする教員に報酬を支払っている。この協約で規定した報酬を外部からの指導者にも支払っているが、これらの指導者は教員団体の組合員ではなく、交渉にも含まれていないことから、この団体交渉協約は、外部からの指導者の雇用促進を目的としているとはいえない。また、団体交渉協約によって規定した報酬額は運動部の最低限の指導量を根拠としており、運動部を指導する教員が個々の裁量で指導量を減らせる仕組みにはなっていない。

以上のことから、モンゴメリー郡公立学区では、団体交渉協約において運動部指導に報酬を支払うという労働の論理を導入しているといえるが、これらは外部の指導者の雇用促進や運動部指導を引き受ける教員の労働量軽減に直結しているとはいえない。しかし、教員の働き方に対して、運動部を含む課外活動指導の引き受けに関する手続きの公平さ、さまざまな課外活動指導を担う教員間の報酬の公平さを規定するものといえる。

本稿ではモンゴメリー郡公立学区の団体交渉協約を分析したが、他の学区の団体交渉協約についても検証する必要がある。

注

1:1960年代以降、多くの州で教員組合の団体交渉権と一部の団体行動権を保障するようになった。教員の労働関係に係る州法を前提としながら、具体的な給与や労働条件の詳細が、各学区教育委員会と教員団体とでかわされる団体交渉協約によって定められている[高橋:2011.8]

2:2021年1月11日にジェファリー・サリバン氏が（システムワイド・アスレチックディレクター）メールにより回答。

3:https://www.mceanea.org/wp-content/uploads/sites/2/2021/07/0355.21_MCEA_2021-

2022_Contract-3.pdf 最終閲覧日 2022 年 1 月 6 日

4:https://www2.montgomeryschoolsmd.org/siteassets/district/departments/ersc/employees/timekeepers/eca_handbook_current.pdf 最終閲覧日 2022 年 1 月 6 日

文献

R. Brammel,1932, "Intramural and Interscholastic athletic", Bulletin No.17 National Survey of Secondary Education, United States, Government Printing Office

Education Commission of the States ,2020, <https://reports.ecs.org/comparisons/teacher-employment-contract-policies-09> 最終閲覧日 2022 年 2 月 24 日

Gerdy, J.R, 2014, "Ball or Bands: Football vs Music as an Educational and Community Investment", Bloomington IN:Archway

M.Hartman 2000,"Collective Bargaining in Milwaukee Public Schools", in T.Loveless(eds),Conflicting Missions? Brookings Institution Press

M. Lieberman, M. H. Moskow, 1966," Collective Negotiations for Teachers An Approach to School Administration", Rand McNally

Terry.E.Moe 2006 " Union Power of and the Education of Children " in J.Hannaway and A.J.Rotherham (eds) Collective Bargaining in Education, Harvard Education Press

A.M..Rempel,1961,"An Objective Approach to Extra Pay for Extra Work", The bulletin of the National Association of Secondary School Principals, Volume: 45 Issue: 267

G.J.Thomas, D. J. Sperry, F. D.Wasden,1991 , "The Law and Teacher Employment", West Publishing Company

G.J.Thomas D.J. Sperry,1993," The Emerging Case Law on Extra Duty Contracts Implications and Guidelines for Practicing School Administrators" Journal of School Leadership, Volume: 3 issue:2

Perry.A.Zikrel,Ivan.B.Gluckman,1990, "Extracurricular Assignments", NASSP Bulletin, Volume: 74 issue: 526

市田敏之,2005,「米国における教員団体交渉に関する州法規定の分析」,広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部 第 54 号

岩月真也,2020,『教員の報酬制度と労使関係——労働力取引の日米比較』,明石書店

小川正人,1978,「アメリカの教育委員会制度と教員の団体交渉権—教育の行政参加と制度改革」,東京大学教育学紀要 第 18 卷

スポーツ庁,2018 年,平成 29 年度運動部活動等に関する実態調査報告書、東京書籍

高橋哲,2011,『現代米国の教員団体と教育労働法改革－公立学校教員の労働基本権と専門職性をめぐる相克－』,風間書房

谷口輝世子 2022「体育教師は運動部指導を引き受けなければいけないか」,体育科教育 2022 年 3 月号,大修館書店

坪井由実,2018,「教育委員会」,アメリカ学会編『アメリカ文化事典』,丸善出版

日本スポーツ協会「令和3年 学校運動部活動指導者の実態に関する調査報告書」2021年
文部科学省 2020 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406073_00003.htm

最終閲覧 2020年1月6日

2022年3月20日受付

現代アートにおけるフレーム崩しの仕掛け－特性の言説化に向けて－

長尾 衣里子（会員・京都市京セラ美術館学芸員）

はじめに

2015年1月、ロンドンの「カルロス/イシカワ」で、アメリカ人の現代アーティスト、S.ビショップの個展「Standard Ballad」が開催された。入口の壁には、皺のついたオフホワイトのシャツが掛かっている。足を踏み入れると、薄闇の中で床一面に広がるベージュのカーペットに置かれた3台のベッド（オフホワイトで統一されたシーツと掛け布団で覆われている）が目に入る。各ベッドの脇に設置された小ぶりのテーブルには、目覚まし時計付きのラジオとランプシェードが付いた燭台型ランプが置かれていた。ラジオからはボリュームを絞った音楽、同じくベッドサイドにある小型モニター1台からは映像（青いバックに羅列された白字の文章）が流れている。また、5つの古いシューズボックスが、壁面上部にある棚板の上に積み重ねられている。つい先程まで誰かがベッドにいたことを示唆するような、皺の寄ったシーツや枕カバー、無造作に丸められた掛け布団をランプの光が照らし、ありふれた日常的なシチュエーションが構築されている。ベッドやランプ、ラジオ等の日用品とその展示演出によって、筆者はその場がアートギャラリーではなく誰かが実際に居住している日常空間にいるような錯覚に陥り、強い違和感を覚えた。しかし、壁に投影された映像の出現により、改めてその場が公共の空間だと再認識をしたのである。ではなぜ、このような“強い違和感”という現象が起こったのだろうか。それは、我々のリアリティに関する認識に依拠しているのではないだろうか。

1. 研究の目的

1-1 分析枠組み

そこで、本論考では、我々のリアリティに関する認識について検証するために、社会学者 E.ゴッフマンの提唱した『フレーム・アナリシス(Frame Analysis)』(1974)におけるフレーム崩し(Breaking Frame)に着目する。E.ゴッフマンは、リアリティの意味の集合体を基礎フレーム(Primary Frameworks)とその変形(Transformations)に分けている。そして、その変形がリアリティを共有しているものによって同じように認識されている場合を転形(Keying)とした。さらに、この転形(Keying)がフレームを越えてリアリティに搖らぎを生起させた状況をフレーム崩し(Breaking Frame)(以下、BF)と呼んだ¹。このように『フレーム・アナリシス』は、人々がどのように目の前の状況を理解するか分析するための社会科学の調査方法の一つであり、どのような条件のもとで人々の経験が現実的だと認識されるのか、というリアリティの感覚の問題が展開されている²。つまり、筆者が S.ビショップの「Standard Ballad」で感じた“強い違和感”というリアリティに関する認識の分析枠組みとして有効であると考えられる。

¹ Erving Goffman, *Frame Analysis* (Northeastern University Press, 1986, ©1974).

² 椎野信雄「フレーム・アナリシス」、大澤真幸・吉見俊哉・鷺田清一編集委員・見田宗介編集顧問『現代社会学事典』、弘文堂、2012年、1118頁。

1-2 先行研究

これまで、E.ゴッフマンの『フレーム・アナリシス』の BF は、スポーツやメディアなど社会事象の分析に用いられている。L.トンプソンは「プロレスの企みとは、そのフレームを崩して、転形したものであるはずの試合が、喧嘩に崩れていくように見せかけるところにある。その合間に、観客は、否定的経験（自分の思っているフレームが全く適用できない状況）を得て、演出に興奮するのである」³と述べている。他にも、BBC ニュースで起こった騒動も挙げられる。2017 年 3 月 10 日、当時釜山大学の助教授だった R.ケリーが、自宅で Skype 越しにインタビューを受けていた最中、二人の子供が彼の室内に乱入したのである。子供のはしゃぐ様子に目を瞑りながら必死で政治的コメントを続ける R.ケリーの様子は、世界中に中継された。それはニュース、あるいは家庭のプライベートな動画といったフレームのどちらにも適用されないまま進行していて、典型的な BF を起こしていた⁴。BBC というマスメディアのスクリーンは、選ばれた専門的な人間が現れる限定的な場所だったが、デジタル技術とソーシャルメディアの発達により、誰でもたやすく入ることができるようになってしまった。このことは権威ある場所の脆弱一面を露呈させた。

このように、社会事象を『フレーム・アナリシス』の BF によって分析することで、そこにおけるリアリティの揺らぎを明らかにすることができます。だが、現代アートの研究において E.ゴッフマンの BF の仕掛けに注目した分析は、これまでなされていない。ゆえに、本論考は E.ゴッフマンの『フレーム・アナリシス』に依拠して分析される、初めての現代アートにおけるリアリティに関する認識の研究だと言える。

1-3 目的

通常、芸術品だと認識される事象は、転形によって、そのリアリティが出来上がっている。美術史的にみると、M.デュシャンの提唱した概念、レディ・メイドがそのリアリティを体現する好例だろう。彼は、男性用便器というありふれた日用品（基礎フレーム）に「このオブジェクトは芸術である」と美的価値（フレーム）



図. 1 マルセル・デュシャン 『Fountain』 1917, 複製 1964

³ L.トンプソン「プロレスのフレーム分析」栗原彬・杉山光信・今防人他編『身体の政治技術』新評論、1986 年、203 頁。

⁴ この一連の騒動を映した動画は世界で爆発的な人気を誇り、2018 年度『ブロードキャスティング・アワード』のタイムライン TV シーン部門を受賞した。現在 YouTube では、約 5,000 万回以上（2022 年 3 月現在）再生されている。

‘Children interrupt BBC News interview - BBC News’, BBC News (2017) <<https://www.youtube.com/watch?v=Mh4f9AYRCZY>> [accessed 16.3.22].

をつけて作品(変形)とした。そして《Fountain》(1917)とタイトルをつけて公表した(図.1)。この作品は、美術史上最大の批判騒動を巻き起したが、やがて新しい芸術として認知された。そこで、日用品は「芸術品」(転形)となったのである。レディ・メイドは現代アートの礎として、今日の芸術家や鑑賞者にも多大な影響を及ぼしている。しかしそれだけでは、筆者が“強い違和感”を覚えた S.ビショップの「Standard Ballad」をはじめとした、現代アートのリアリティを立証できるとは言えない。主体のリアリティを錯乱させている現代アートにおける特性を『フレーム・アナリシス』の BF の仕掛けによって言説化できるのではないだろうか。

この仮説を元に、現代アートにおいてどのような BF が仕掛けられているのか、いくつかの事象を分析することによって検証する。そして、BF が起こる今日の現代アートの特性を明らかにすることが本論考の目的である。

2. 研究結果と考察

2-1 即興パフォーマンスによるフレーム崩し

キューバ人の T.ブルグラとポーランド人の A.ジミエフスキは、どちらも人間の即興によるパフォーマンスを用いて BF が起きる状況をつくったアーティストだ。はじめに、T.ブルグラがテート・モダン(ロンドン)で行った《Tatlin's Whisper #5》(2008)を紹介する。2008 年 1 月 26 日と 27 日、馬に跨りユニフォームを着たプロの警察官男性 2 人が、突然テート・モダンのタービンホール中 2 階の橋の上に現れた⁵。そして偶然居合わせた観衆を煽動し始めたのである。まずパトロールをして、群衆を先導した⁶。次に入口を封鎖し、点在していた群衆を 1 つのグループになるよう操作して囲い込み、さらにそのグループに割って入り、2 つに分けた⁷。同時刻にテート・モダンではさまざまなパフォーマンス・イベントが行われてい

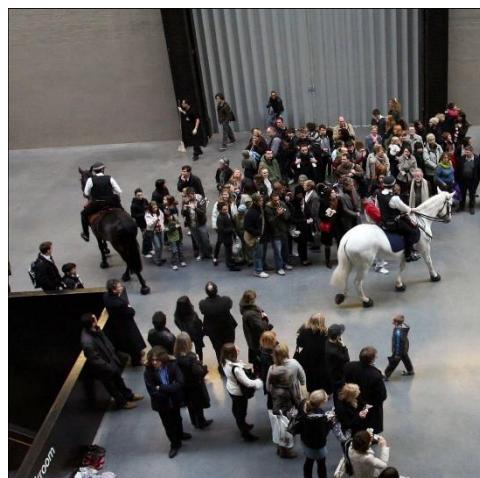


図. 2 タニア・ブルグラ 《Tatlin's Whisper #5》 2008

⁵ Jonah Westerman, 'Tania Bruguera, Tatlin's Whisper #5 2008', *Performance At Tate: Into the Space of Art, Tate Research Publication* (2016) <<http://www.tate.org.uk/research/publications/performance-at-tate/perspectives/tania-bruguera>> [accessed 16.3.22].

⁶ この時の警察官のジェスチャーはメジャーな公共イベント(ミュージック・フェスティバルなど)で群衆をコントロールするためによく用いられるものだった。

⁷ Tanya Barson, 'Tania Bruguera, Tatlin's Whisper #5 2008', *ART&ARTISTS, Tate* (2008) <<http://www.tate.org.uk/art/artworks/bruguera-tatlin-whisper-5-t12989>> [accessed 16.3.22].

た(図.2)。それゆえに目の前で起こっていることは、本物の警察官が職務を遂行しているのか、それとも本物あるいはニセモノの警察官によるパフォーマンス・アートなのか、居合わせた人々は混乱し、動くことも出来ず傍観せざるを得ない状況に陥った。実際、開催時にテート・モダンにいた T.ブルゲラによると、この出来事はパフォーマンス・アートとしてすぐに観衆に認識されなかつたようである⁸。現実の事件なのか、フィクションなのか、どちらのフレームにも適用されないまま進行するといった点から、BF が起こったと言える。

続いて、エスカレートした BF を起こして傷害事件寸前の緊張状態まで持ち込んだのが、A.ジミエスキの《Repetition》(2015)だ。1971 年に心理学者の P.ジンバルドが行なった「スタンフォード監獄実験」の正確な再現をしたドキュメンタリーフィルムである。A.ジミエスキは、精神的に健常な 16 人のポーランド人を選んだ。さらに、個の役割(7 人が囚人、9 人が守衛)と牢屋という場所を設定して、24 時間体制のアートプロジェクトとして進行させた(図.3)。時間が経つにつれ、囚人と守衛の対立はエスカレート



図. 3 アーサー・ジミエスキ 《Repetition》 2015

する。守衛は威圧的に振る舞い、囚人は萎縮し、プロジェクトを辞める参加者も出てくる。次第に参加者たちは、彼らの行動が即興パフォーマンスというフィクションなのか、現実というノンフィクションなのか、その境目を失い混乱をきたしていく。すなわち、どちらにも定義し難いシチュエーション、つまり BF が起きていると言える。プロジェクト開始から 7 日目、日ごとに凶暴さを増す一人の守衛は、囚人を虐げる自分自身に恐怖を覚え、このままだと囚人に暴力を振るいかねないと A.ジミエスキに訴える。一度は退けられた要望だったが、守衛と囚人間の緊張が極度に高まる状況を見て、A.ジミエスキはプロジェクト終了を決定する。もし、このまま進行していた場合《Repetition》は、BF を起こした現代アートではなく、傷害事件へと戻ってしまう(Downkeying)⁹、失敗したアートプロジェクトとして完結していたかもしれない。

2-2 不法侵入によるフレーム崩し

次に、世界的に有名な政治/社会アクティビスト(活動家)、オキュパイ¹⁰が出現した 2 つの国際美術展

⁸ Westerman (2016) [accessed 16.3.22].

⁹ 転形されたはずのもの、あるいは再転形(Rekeying)されたはずのものが、元のフレームに戻ることをいう。

¹⁰ 2011 年 9 月 17 日、ニューヨークの一般市民が金融街のウォール・ストリートにあるズコッティ公園を占拠したのが始まりである。2008 年 9 月 15 日のリーマン・ショック以降、政府に対する不満が高まり、街中での大規模なデモンストレーションへと拡大した。オキュパイはアメリカ全土、そして 1,500 都市を超える世界に行き渡り、国際的なオキュパイ・ムーブメントへと発展した。Michael A. Gould-Wartofsky, *OCCUPIERS THEAKING OF THE 99 PERCENT MOVEMENT*(Oxford University press, 2015).

「第 7 回ベルリン・ビエンナーレ」(ベルリン)と「ドクメンタ 13」(カッセル)を取り上げる。同年同国(2012 年、ドイツ)の開催だが、前者では BF が失敗に終わり、後者では BF が起こった。なぜ、異なる結果となったのか。BF の発生の有無の条件について比較分析をする。

「第 7 回ベルリン・ビエンナーレ」¹¹ (4 月 27 日 – 7 月 1 日)は、前述した A.ジミエスキが芸術監督について「Forget Fear」をスローガンに掲げ開催された。オキュパイはハイライトとして招待され、コミュニケーション・ワークとして主会場であるクンスト・ヴェルケ現代美術館の 1 階に再構築された。会場の 1 階は張り紙や落書きだらけで、ウォール・ストリート占拠運動のメンバーが寝泊まりをしながら、毎日議論やセミナー、飲食、植物の栽培などの活動をした(図.4)。しかし、その場をプラットフォームにして一般市民を巻き込むようなムーブメントに発展する成果は得られなかった。オキュパイのアクションは展示室内で起つて完結するという、単なる予定調和に終結した。



図.4 オキュパイ 2012

対照的に「ドクメンタ 13」¹² (6 月 9 日 – 9 月 16 日)に出現したオキュパイは、その影響力を失つておらず、むしろ評判を呼んだ。オープニング当初より、オキュパイはドクメンタ歴代の主会場であるフリーデリチアヌム美術館の正面広場に不法侵入して、キャンプを始めた。そこを拠点に日夜ディスカッションを繰り広げて、市内でデモンストレーションも行った(図.5)。1 ヶ月後、オキュパイの運動を支援し拡大するかのように、ドイツの若手建築家 A.ベックが整然と並んだ 28 の白いテントをオキュパイの隣敷地に設置した。美術館の正面広場はフルキャンプ状態となり、文字通り占拠された(図.6)。彼らは、皮肉を効かせてドクメンタの〈d〉を付け加えた《doccupy》とニックネームをつけて自らを名乗った¹³。このように野外のパブリックスペースに自発的に増殖していく《doccupy》の様子は、本来のオキュパイ・ムーブメントが持つ特性を表していた。

¹¹ 第 7 回ベルリン・ビエンナーレでは、全体としてイスラエル対パレスチナやレバノンなどの中東諸国などの政治的な対立など、宗教や民族、経済的な分断と衝突に向き合うことを観客に要求する作品が色濃く方向性を形作っていた。

¹² 1955 年以来、5 年に一度ドイツのカッセル市で開催してきた現代アートの国際展で注目度が高い。ドクメンタ 13 では、第 2 次世界大戦で崩壊したカッセルやドクメンタの歴史を紐解きつつ、現代に照射させた構成で、戦争、トラウマ、崩壊、対立、復興、再生といったキーワードが随所に見受けられた。

¹³ Maja and Reuben Fowks, #Occupy Art, Art Monthly, 359(2012), 11–14 (p.11).



図.5 オキュパイ 2012



図.6 オキュパイ 《doccupy》 2012

さて、両者には大きな違いがある。オキュパイの発端が招待か不法侵入か、すなわちオキュパイとキュレーターとの関係性である。この違いが、BF 発生の有無の要となっている。A.ジミエフスキは、自らオキュパイを「第 7 回ベルリン・ビエンナーレ」というアートフィールドに導入するといった意図的なコントロール力を用いた。オキュパイを尊重し、キュレーターとして対等な関係を結ぼうとしたが、裏を返せばキュレーターの権威行使してオキュパイを傘下に置き、マスフォーマット(国際美術展及び美術館)とマージン(オキュパイ)の境界をぼやかそうと試みる状況を設定した¹⁴。そして自身は傍観者として彼らの活動に立会った。A.ジミエフスキは、その場がアートなのか、アクティビストなのか、予測不可能で定義しがたいBFを創造しようとしたが、結果的にはオキュパイ本来の効力や機能を弱体化させてしまい、ただの見世物として披露する羽目になったのである。この状況に対して、オキュパイ内部からは「私達は占拠するというより、むしろ美術館に占拠されてしまった」と批判の声が上がった¹⁵。さらに欧米のアート関係者をはじめ、メディアからもネガティブな批判にさらされた¹⁶。最終的に、A.ジミエフスキは、本物のアクティヴィズムであるオキュパイを招き入れたにもかかわらず、オキュパイが、アクティビストにもアートにもなりえない「オキュパイごっこ」¹⁷に転形する状況を起こしたのである。つまり、オキュパイ・ムーブメントの発信の場を美術館内に限定し(ルール)、彼らを実験の観察対象としての「人間動物園」¹⁸(変形)に仕立てた。そのシチュエーションは、満場一致の批判を招いた(転形)だけで、BF は起きなかつたのである。

一方「ドクメンタ 13」のアーティスティック・ディレクターである C.クリストフ=バカルギエフは、彼女の意向を遺憾なく発揮してその権威を示した。彼女にとって《doccupy》は元々招かれざる客、アクティビストであった。《doccupy》の企みとは、A.ジミエフスキと同様に、マスフォーマットとマージン両方のフレームを崩してお互いの境界をぼやかすところにある。結果、彼らがアクティビストなのか、アートなのか、既存のフレームで特定出来ない状況(BF)が発生した。この收拾のつかない事態に対して C.クリストフ=バカ

¹⁴ 一見、現代アートは多様で定義づけを逃れる自由なものだという傾向が強いが、實際にはモラルや政治、宗教、その他による限定性を暗黙の了解としており、そのようなマスフォーマットがマージンを排除するシステムを駆動させている。

¹⁵ Fowkes (2012), p. 13.

¹⁶ Jacob Schillinger, 7th Berlin Biennale, Artform, 50 (2012), 306–307 (p.307).

Christy Lange, 7th Berlin Biennale, frieze magazine Issue 148 (2012) <<https://frieze.com/article/7th-berlin-biennale>> [accessed 16.3.22].

¹⁷ Fowkes (2012), p. 13.

¹⁸ Fowkes (2012), p. 13.

ルギエフは声明を発表し、招かれざる客であった《doccupy》の存続を許可している¹⁹。彼女の一声が成し得たことは、《doccupy》が本物のアクティビストであり、且つ本物のアートでもあるとオフィシャルに BF を認知した点である²⁰。すなわち、マスフォーマットの枠外にあるマージン的存在の事物や事象が、本来の機能や効力を發揮したままゲリラ的に現れる、つまり不法侵入時に、互いの領域を搅拌させる BF が発生すると言える。

2-3 空間移動によるフレーム崩し

ここでは、ドイツ人のアーティスト G. シュナイダーの 2 作品を紹介する。一つめは、2017 年「ミュンスター彫刻プロジェクト」(ミュンスター)で発表された《N. Schmidt Pferdegasse 19 48143 Münster Deutschland》(2017)、二つめは 2019 年「TRANS-」(神戸)で発表された《自己消費される行為》(2019)と《喪失》(2019)である。前者は、美術館に制作された居住スペースが、後者は、街にある本物の民家が舞台である。鑑賞者は、それらの空間の中で移動を強いられることによって、現代アートを鑑賞しているのか、もしくはそうでない行為に従事しているのか、従来の鑑賞体験を搖るがされる状況に直面することになる。

前者では、ヴェストファーレン美術館の一角に玄関、リビングルーム(以下、LR)、ベッドルーム、バスル



図. 7 グレゴール・シュナイダー
《N. Schmidt Pferdegasse 19 48143 Münster Deutschland》 2017

¹⁹ dOCUMENTA(13): Doccupy, Picasso in Palestine n Hitler's bath, labouchezineblogged (2012) <<http://labouchezineblogged.wordpress.com/2012/07/11/documenta13-doccupy-picasso-in-palestine-n-hitlers-bath/>> [accessed 16.3.22].

加えて、南ドイツ新聞社(Süddeutsche Zeitung)は《doccupy》に対して衛生的な状況を保ち、公共空間の破壊をしないよう警告する呼びかけを行った。これは、2011 年秋にオキュパイ・ウォールストリート・アクションが起こったときのニューヨーク市の対応と酷似している。

Catrin Lorch, 'Picturesque image of the resistance', *Süddeutsche Zeitung* (2012) <<https://www.sueddeutsche.de/kultur/occupy-aktivisten-auf-der-documenta-malerisches-bild-des-widerstands-1.1408081>> [accessed 16.3.22].

²⁰ 《doccupy》が退去させられなかったのは、オキュパイとドクメンタ 13 双方の都合が合致したからである。オキュパイはドクメンタ 13 にゲリラ的に介入して、自分たちの活動がドクメンタ 13 の目的に同調していることを声高に宣言した。一方、C.クリストフ=バカルギエフは、ドクメンタ 13 が進歩的で過激な展覧会であることをより強く証明するために、オキュパイを仲間として認めたのである。

ームが制作された(図.7)。白やベージュを基調としたシンプルな造りで、数少ない全ての調度品²¹は新品のようで清潔感がある。各部屋を一巡して玄関に戻るのだが、存在していたはずの美術館へ繋がる扉が消えていた。代わりに施錠された非常ドアが現れていた。入場前、非常ドアを開けないように警備員に指示をされていたので、この空間から出る手段がないという事実は、鑑賞者をパニックにさせた²²。その瞬間、この空間は作品というより、むしろ出口を失った密室として鑑賞者を囲う。ところが、もう1度全ての部屋を一巡して、ふたたび玄関へ出ると、最初に通った美術館へ繋がる扉が現れた。つまり、G.シュナイダーは全く同じ居住空間を2部屋ずつ建てたのである。なぜ、すぐに分からなかったのだろうか。画一化・均一化された大量生産物である建材を用いて、予めパターン化された組み合わせで居住空間を設えていたからである²³。そこでは、個人の痕跡が周到に拭い去られた、同一空間の反復という仕掛けが施されていたのである。また、G.シュナイダーは居住空間だけではなく、人間も複製されているのではないかと示唆している。LRの床にあるモニターの画面には、LRの様子が映し出されていたが、その場にいる自分の姿は映っていない。一方、映像の中にいる人々は、実際に自分が存在するLRでは不在だ。確かめる術はないが、もしかしたら自分の姿は、もう一つのLRのモニターに映し出されていたのかもしれない。つまり、居住空間と同じく、鑑賞者の存在も同時に複数現れるという現象を認識したのである。鑑賞者は、それらの空間を移動し続けることで、作品を見るという鑑賞体験をしているのか「閉ざされた空間」²⁴で監視(鑑賞)されているのか、どちらのフレームにも適用されないBFが起こる領域に存在することになる。

次に《自己消費される行為》と《喪失》は、それぞれ民家の1階と2階にある作品だ。プロジェクトの始まる前まで実際に人が住んでいたので、家中に生活感ある小物や日用品、本などが雑多に置かれていた²⁵。そこにはまだ他人の家族の匂いや気配が漂っていた。本物の居住空間は、われわれ鑑賞者に闖入する後ろめたさのような感情を伴わせ、その家を、危険から身を守り安心をもたらすというより、むしろ外界から隔絶された「檻」²⁶のような空間に思われる力を持つ。リビングの奥へ進むと、シャワーの音が聞こえてくる。近寄ると、浴室の磨りガラス越しに、こちらに背を向けて座る女性がシャワーを浴びているのが見えた(図.8)。次に2階へ移動すると、透明のガラス越しに見える奥の部屋には、こちらに背を向けて男性が寝ていた(図.9)。彼らは、われわれ鑑賞者の存在に一切気づかないかのように、各々の行為に没頭している。それは、ショッキングな体験だった。他人に見せるはずのない姿(私生活の秘密や人間の孤独)を目の当たりにするのである²⁷。しかも、本物の民家はG.シュナイダーの仕掛けと溶け込み、その境目は不明だ。G.シュナイダーは、転形したはずの作品が、本物の私生活へと崩れるように見せかけている。われわれは作品の鑑賞者なのか、あるいは他者の家に侵入して私生活を覗き見る闖入者なの

²¹ 木製ドア、無地のカーペットに置かれたモニター、ミラーレースカーテン、木製家具、白で統一された洗面台とシャワーなどである。

²² 実際、筆者の先を歩いていた1人の男性は、非常ドアの持ち手を無理やり引っ張ってベルを鳴らしていた。

²³ Gregor Schneider, *Total Isolation and Complete Self-Deception*, Skulptur Projekte Münster 2017 (Leipzig: Spector Books, 2017), 270–273 (p.270).

²⁴ 久保優梨子「作家略歴 グレゴール・シュナイダー」林寿美・鮫島さやか・芦田彩葵・久保優梨子編『Art Project KOBE 2019: TRANS- Catalogue』TRANS-KOBE 実行委員会事務局、2019年、90頁。

²⁵ 『Art Project KOBE 2019: TRANS- Catalogue』、2019年、82頁。

²⁶ 『Art Project KOBE 2019: TRANS- Catalogue』、2019年、48頁。

²⁷ 『Art Project KOBE 2019: TRANS- Catalogue』、2019年、48頁。

か、空間を移動すればする程、ますます自身の存在を定義できないといった否定的経験を得て BF が惹起し、目の前の状況から目を離せなくなるのである。



図. 8 グレゴール・シュナイダー
《自己消費される行為》2019



図. 9 グレゴール・シュナイダー《喪失》2019

2-4 場の意味変容によるフレーム崩し

最後に、先に述べた S.ビショップの「Standard Ballad」で筆者が感じた“強い違和感”というリアリティに関する認識の分析を試みる。そこでは、ベッドやランプ、ラジオ等の日用品が、本来の形態や機能を保有したまま存在していた。つまり、芸術品であるはずの日用品がいつまで経っても日用品のままに見えるシチュエーション、すなわち芸術品に転形しないことに対して、筆者は混乱したのである。実際に、それらの日用品の一部であるシーブズボックスは S.ビショップの私物であり、日常的なリアリティを創出していた²⁸。今まで暗黙のうちに他者と共有し認めていたフレーム(芸術品のリアリティ)が適用しなくなつたのである。

さらに、その“違和感”的リアリティを後押ししたのが音楽だ。全てカバーソングによるバラードが、ボリュームを絞って流れていた²⁹。スローテンポな音楽には、落ち着いた居心地の良い雰囲気を生成する効果があり、その場が居住空間であるようなリアリティを増幅させている。S.ビショップは、鑑賞者がその世界観に深く入り込むためのスイッチとしてバラードを取り入れて、一曲終わると別のラジオから次の曲が始まるように設定していた³⁰。すると曲が変わごとに、鑑賞者は自然とラジオの間を移動して³¹、カーペットに座り、ベッドの中に潜りこんでバラードを聴いていた。それは鑑賞者としての「見る」立場を忘れた、心理学者の M.チクセントミハイの定義する「フロービーク」(フロービーク)と呼べるような身体的現象を引き起こしていた

²⁸ 小ぶりのモニターの映像にはシーブズボックスにまつわる S.ビショップの個人的な物語が紹介されている。彼の 10 代の頃の私物「personal effects」(10 代の時にもらったバースデーカード、当時のガールフレンドからのプレゼント、古い日記張や写真など)がシーブズボックスの中にはあると明かされている。

Steve Bishop, 'The Way She Looked Like a Stranger'. Steve Bishop (2015) <<http://www.stevebishop.org/writing/>> [accessed 16.3.22].

²⁹ オリジナルソングではなく、他のアーティストによるカバー曲や素人が YouTube に投稿したカバー曲、有名なバラードのボーカルなしのトラックで構成されていた。

スティーブ・ビショップ, 'スティーブ・ビショップ 2016 年 9 月アーティストトーク記録', TALION GALLERY (2016), p. 5 <http://www.taliongallery.com/jp/press/bishop_talk_j.pdf> [accessed 16.3.22].

³⁰ スティーブ・ビショップ, 2016, p. 8.

³¹ スティーブ・ビショップ, 2016, p. 8.

と考えられる³²。E.ゴッフマンは「音楽とはそのシーンにフィットするのではなく、あるエピソードと他のエピソードを繋げるために、その間に存在している」と述べている³³。まるで犬のマーキングのように、彼らの痕跡はいたるところで更新され、シーツの皺や掛け布団のシルエットは変形し続けた。つまり、鑑賞者はバラードと共に“違和感”、すなわち BF の強度を高める行為に及んでいたのである。

だが、突然バラードがストップする。全てのラジオが同時に一つの音楽を奏で始める。歌手 N.ジョンズの『Sunrise』(2004)のカバー曲で、低い音程のボーカルがスローテンポに鳴り響く。そして、大画面の映像が壁面に投影される(図.10)。1980 年のモスクワオリンピックの閉会式の様子だ。スタジアムから



図. 10 スティーブ・ビショップ 《Standard Ballad》 2015

上空へ、公式マスコット(熊のミーシャ)の巨大バルーンが昇っていく様子と、それを見て涙を流す観衆の様子が交互に映し出されている³⁴。一般的にメディアは、このようなエモーショナルな場面をよりドラマチックに仕立て上げ、TV の視聴者に臨場感を引き起こさせる³⁵。だが、ここではその現象は起きない。なぜなら、感動のリアリティを創出する本来の音(ロシア国歌、出場者や観衆の声、アナウンサーの実況中継など)が全て消されているからである。つまり、鑑賞者は、当事者に同化する(Downkeying)というよ

³² 人が目の前にある一つの活動に深く没頭し楽しみが得られる感覚をフロー(flow)といい、人がこの状態にあることをフロービークと言った。多くの情報が未整理のままであることに興奮しており、そのフローの状態にあるときの行為は、内的な論理(internal logic)に従って次々進んでいき、自我と環境といった区別はなくなる。そしてそのフロー状態が終わった時、人は他者や世界一般に対しても「ともにいる」という状態を強く持つようになる。

M.チクセントミハイ著 今村浩明訳『フロービーク 喜びの現象学』世界思想社、1996 年、5 頁、51 頁。

S.K.ランガー著 矢野萬里・池上保太訳『シンボルの哲学』岩波書店、1960 年、171 頁。

³³ Goffman (1986, ©1974), p. 147.

³⁴ Steve Bishop, 'Standard Ballad', *Steve Bishop* (2015) <<http://www.stevebishop.org/video/>> [accessed 16.3.22].

³⁵ 例えば、ズームイン・アウト、スロー再生、複数の映像の組み合わせなど最新のテクノロジーによる加工・編集を施し、さらにドラマチックな音楽、実況アナウンサーのコメントなども提供し、実際にスポーツを観戦する時よりもリアリティを持った鑑賞体験を促すのである。橋本純一「観客と視聴者の相違」『体育の科学 第 65 卷第 10 号/杏林書院』2015 年、716 頁。

り、むしろ彼らの心情を想像する傍観者として見聞きすることになる³⁶。この瞬間、BF の起こった状況が、作品を鑑賞する状況に切り替わるのである。

その後、映像と音楽が同時に終了すると、筆者は再び“違和感”を覚えた。まるで映画館から自分の部屋に戻ってきたかのような感覚、「トポフィリア的魅力」を味わったのである。このトポフィリアとは、地理学者の Y.トゥアンによる造語で「topos(場所)」+「philia(愛)」から成り、人々と彼らを取り巻く場所への感情的な結び付き(愛着)を指し示す³⁷。彼は、空間とは余地であり、不特定多数の人に対して開かれたものとして存在しており、その空間に経験が与えられていくのに合わせて、トポフィリアが発生し、感情的な結び付きが組み込まれた場所へ変化していくと言う³⁸。つまり、20 分ごとに明滅する映像と切り替わる音楽によって、場の意味が変容したのである。われわれ鑑賞者は、自発的な個人の経験が組み込まれた居心地の良い場として、BF が起こった状況に親しみをもつようになる³⁹。さらに、鑑賞者は同一空間のなかで、まるで居住空間のようなプライベート性の強い場所と鑑賞空間というパブリック性の強い場所の間を行き来することになる。すなわち、居住空間か鑑賞空間か、どちらのフレームにも定義できない状況という、2 段階目の BF が起こったのである。このようにして「Standard Ballad」の場の意味は変容し、筆者が最初に抱いた強い“違和感”は「トポフィリア的魅力」という“違和感”へ移り変わっていく。結果、「Standard Ballad」は 2 段階にわたって BF を発生させているのである。

おわりに

このように、E.ゴッフマンの BF は、S.ビショップの「Standard Ballad」で体験した“違和感”をはじめとした、さまざまな現代アートの特性を言説化する上で有効な手立てであることがわかった。T.ブルゲラと A.ジミエスキは「即興パフォーマンス」によって、その場がノンフィクションでもありフィクションでもあるといったどちらのフレームにも定義できない BF の状況をつくりだす。「第 7 回ベルリン・ビエンナーレ」と「ドクメンタ 13」という異なるマスフォーマットで同じ試みをしたオキュパイは「不法侵入」というトリガーが BF 発生の有無の条件であるという事実を証明した。続いて、G.シュナイダーと S.ビショップは、ともに居住空間という事象を表現しているが、そのアプローチは対照的だ。G.シュナイダーの制作する空間には物理的な意味ではなく、鑑賞者にそれらの空間を移動させることを目的として存在している。一方、S.ビショップは、場に意味をもたせ、その意味を変容させ続けている。そして 2 人とも、われわれ鑑賞者のリアリティを錯乱させて、通常の「見る」行為から逸脱した鑑賞体験をつくり出しているのである。つまり、それぞれ「空間移動」と「場の意味変容」という仕掛けによって、従来の鑑賞体験に搖さぶりをかける状況、すなわち BF を生起させたと言える。

これらの作品から、現代アートで BF が成り立つためには既存のフレームでは定義できない「新しい状

³⁶ スティーブ・ビショップ, 2016, p. 10.

³⁷ Yi-Fu Tuan, *Topophilia: A Study of Environmental Perception, Attitudes, and Values* (Columbia University Press: 1974), p. 93.

³⁸ Yi-Fu トゥアン、山本浩訳『空間の経験』筑摩書房、1993 年、95-96 頁、100 頁、239 頁。

³⁹ アートライターの D.プライスは「この場はもし来場者が望むなら休息出来る場であり、それは本当に心地良いゾーンだ」と述べている。David Price, 'Steve Bishop: Standard Ballad Review', *this is tomorrow (contemporary art magazine)* (2015) <<http://thisistomorrow.info/articles/steve-bishop-standard-ballad>> [accessed 16.3.22].

況」というフレームが必要だとわかる。オキュパイの場合、予定調和な状況では BF が起きなかつた。しかし、A.ジミエフスキの《Repetition》のように、BF の限度を超えると、それが本物の犯罪へと発展する可能性がある。つまり、現代アートにおける BF とは〈予定調和〉と〈現実〉の間の範囲内にある事象であり、そこでのみ成立すると言えるのではないだろうか。それは例えば波打ち際のように、海と砂浜という異なる事象が重なり合う際(きわ)のような領域を指すのである。そのエリアに存在しない事象は、例え現代アートとして認識(転形)できたとしても、BF が起つた現代アートとして成り立たないのである。

今後は、この論考で明らかになった、現代アートにおいて BF が起る領域の「際(きわ)」という特性を手がかりに、例え、パブリックとプライベートといった両極端の事象が共存する今日の美術館とそのコレクションの状況について、幾つか国内外の美術館の事例を取り上げて考察を深めたい。

クレジット

図. 1 マルセル・デュシャン 《Fountain》 1917, 複製 1964

© Artists Rights Society (ARS), New York / ADAGP, Paris / Estate of Marcel Duchamp

図. 2 タニア・ブルグエラ 《Tatlin's Whisper #5》 2008 © Tania Bruguera

図. 3 アーサー・ジミエフスキ 《Repetition》 2015 © Artur Źmijewski

転載元: we make money not art. 'Artur Źmijewski: THE SOCIAL STUDIO'. *we make money not art* (2008). https://we-make-money-not-art.com/bak_basis_voor_actuele_kunst/

図. 4 オキュパイ 2012 © frieze

転載元: frieze. '7th Berlin Biennale'. *frieze* (2012).

<https://www.frieze.com/article/7th-berlin-biennale>

図. 5 オキュパイ 2012 © 長尾衣里子

図. 6 オキュパイ 《doccupy》 2012 © Süddeutsche Zeitung

転載元: Süddeutsche Zeitung. 'Picturesque image of the resistance'. *Süddeutsche Zeitung* (2012).

<https://www.sueddeutsche.de/kultur/occupy-aktivisten-auf-der-documenta-malerisches-bild-des-widerstands-1.1408081>

図. 7 グレゴール・シュナイダー 《N. Schmidt Pferdegasse 19 48143 Münster Deutschland》 2017 © Gregor Schneider / VG Bild-Kunst Bonn

図. 8 グレゴール・シュナイダー 《自己消費される行為》 2019 © 表恒匡

転載元: GINZA. 「見えない」神戸に迷い込む恐怖と快楽。 TRANS- グレゴール・シュナイダー《美術館の終焉—12 の道行き》. *GINZA* (2019). <https://ginzamag.com/culture/trans-art/>

図. 9 グレゴール・シュナイダー 《喪失》 2019 © 日本経済新聞

転載元: 日本経済新聞. '現代アート、神戸「巡礼」 街が舞台のイベント体験'. *日本経済新聞* (2019).

<https://www.nikkei.com/article/DGXZMZO50248520W9A920C1AA1P00/>

図.10 スティーブ・ビショップ 《Standard Ballad》 2015 © Steve Bishop

活動報告

子ども未来・スポーツ社会文化研究所を創ってくださっているメンバーは、2022年3月で、正会員10名、一般会員52名、賛助会員2社、寄付会員4名の68名です。

以下、セミナー、研究会、シンポジウム、季刊誌の発行等の事業を報告します。

1. セミナー

2021年4月から2022年3月まで、会員対象（非会員については参加費1000円を徴収、オープン・セミナーは無料）にZOOMによるオンラインセミナーを9回開催しました。以下、その内容について報告します。

●第7回 開設1周年記念セミナー

- ・ 日時：2021年5月21日（金） 20時～21時30分
- ・ 参加者：17名
- ・ ナビゲーター：西山哲郎（理事・関西大学教授）
- ・ コメンテーター：津吉哲士（副所長・関西福祉科学大学准教授）
- ・ ファシリテーター：杉本厚夫（所長・京都教育大学／関西大学名誉教授）
- ・ テーマ：近未来の〈健康〉と〈エンハンスメント〉

高齢化社会の現代日本では、健康を保つことや健康を回復することには高い関心が集まっています。それだけでなく、恵まれた一部の人々のあいだでは健康よりさらに上の状態を手に入れたいという気持ちが強くなっています。歯科や皮膚科など、都会で医師が増えすぎた診療科が「審美歯科」や「美容皮膚科」といった看板を掲げるようになったのは、その反映といえるでしょう。

さらには、子どもの身長や頭の回転にまで「エンハンスメント（身体増強）」を求める人が現れました。美容目的以外に、身体機能についても医療技術で増強できるとなると、親が子に与えたくなても、その気持ちを責めるのは難しいです。法や道徳で禁止するのが難しいのであれば、エンハンスメントがもたらす社会の混乱について、今のうちから考えて備えておくべきではないでしょうか。

●第8回 セミナー

- ・ 日時：2021年6月14日（月） 20時～21時30分
- ・ 参加者：18名
- ・ ナビゲーター：杉本厚夫（所長・京都教育大学／関西大学名誉教授）
- ・ コメンテーター1：石橋正敏（会員・市会議員）
- ・ コメンテーター2：小西真美（会員・小学校教員）
- ・ ファシリテーター：谷口輝世子（主席研究員・米国在住スポーツライター）

- ・ テーマ：未来の学校4 「今、なぜ、コミュニティ・スクールなのか！」

あなたは、子どものころ、近所の大人に叱られたことはありますか？

今の子どもたちは、2割しか叱られたことがありません。また、地域の教育力が低下していると思っている人は6割近くもいます。このように、子どもたちは、地域の大人（社会的親と呼んでいます）が不在になり、家庭と学校の世界に取り込まれてしまいました。

このような状況の中で、いじめや不登校といった子どもたちをめぐる様々な課題が生じました。この課題解決は、学校だけでは無理で、地域のチカラが必要なのです。そこで、コミュニティ・スクール構想が出てきたのですが、実は、その原点は日本で学校制度が始まった明治期にあったのです。

コミュニティ・スクールを通して、温故知新、未来の学校を描いてみませんか。

●第9回 オープン・セミナー

- ・ 日時：2021年7月17日（土） 20時～21時30分
- ・ 参加者：29名
- ・ ナビゲーター：内藤正明（京都大学名誉教授）
- ・ コメンテーター：杉本厚夫（所長・京都教育大学／関西大学名誉教授）
- ・ ファシリテーター：津吉哲士（副所長・関西福祉科学大学准教授）
- ・ テーマ：内藤正明の「環境学者が描く未来社会」

地球温暖化など、今、緊急に解決しなければならない環境問題があることは、皆さんご存知のことだと思います。しかし、なかなか解決の方向に進まないのは、何故でしょうか？

それは、解決の先にある「未来社会」が描けていないからではないでしょうか。

そこで、環境と社会の在り方をライフワークとして追及してこられた内藤正明先生に「環境学者が描く未来社会」をテーマに、環境問題を分かりやすくお話しいただき、明るい未来社会をご一緒に描きたいと思います。

●第10回 記念オープン・セミナー

- ・ 日時：2021年9月24日（金） 20時～21時30分
- ・ 参加者：54名
- ・ ナビゲーター：山本 浩（法政大学教授）
- ・ コメンテーター：黒田 勇（理事・関西大学教授）
- ・ ファシリテーター：杉本厚夫（所長・京都教育大学／関西大学名誉教授）
- ・ テーマ：「スポーツ実況の真実」

国民の広範な関心を集めた東京オリンピック・パラリンピックは、比較的高い視聴率を残しましたが、スポーツアナウンサーたちの張り上げる声には自制が

効いていたように思います。無観客、豊富な映像、頻繁に出るスローモーション。今のスポーツ中継がどのように作られ、マイクの前に立つ者がどう振る舞っているのか。放送を見続けてきた専門家が、その考え方や変化を細かく分析します。

●第11回 セミナー

- ・ 日時：2021年10月22日（金） 20時～21時30分
- ・ 参加者：17名
- ・ ナビゲーター：速水 徹（主席研究員・元朝日新聞論説委員）
- ・ コメンテーター：黒田 勇（理事・関西大学教授）
- ・ ファシリテーター：杉本厚夫（所長・京都教育大学／関西大学名誉教授）
- ・ テーマ：「オリンピックとメディアー新聞の取材現場からー」

様々な議論を呼んだ東京五輪の閉幕から2か月が経ちました。マスメディアのひとつである新聞は、メガスポーツイベントの五輪をこれまで、どう報じてきただのしようか。肥大化や商業化が指摘される五輪に新聞はどのようなスタンスで向き合い、報道を展開してきたのか、新聞記者の五輪取材は、実際にはどのようなものなのか。記者や論説委員の立場で五輪報道にかかわってきた実体験を踏まえ、現場の視点を交えて報告します。

●第12回 セミナー

- ・ 日時：2021年11月26日（金） 20時～21時30分
- ・ 参加者：16名
- ・ ナビゲーター：石坂友司（会員・奈良女子大学准教授）
- ・ コメンテーター：杉本厚夫（所長・京都教育大学／関西大学名誉教授）
- ・ ファシリテーター：速水 徹（主席研究員・元朝日新聞論説委員）
- ・ テーマ：「オリパラ教育は日本社会に何をもたらしたのか」

開催の是非に揺れた東京オリパラの検証が始まっている。多様な主体が大会によるレガシー（遺産）を生み出そうと取り組みを行ってきた。オリパラ教育もその一つで、スポーツやオリパラの持つポジティブな価値に触れることが目指され、学校教育に組み込まれてきた。具体的にどのような活動が展開されたのかを概観しながら、そこに内在する問題点、可能性について、スポーツ社会学の観点から明らかにしていきたい。

●第13回 セミナー

- ・ 日時：2022年1月21日（金） 20時～21時30分
- ・ 参加者：18名
- ・ ナビゲーター：杉本厚夫（所長・京都教育大学／関西大学名誉教授）

- ・ コメンテーター：速水 徹（主席研究員・元朝日新聞論説委員）
- ・ ファシリテーター：谷口輝世子（主席研究員・米国在住スポーツライター）
- ・ テーマ：チャリティ文化が未来社会を創る－大阪マラソンの挑戦－

大阪の中之島にある中央公会堂、大阪城、淀屋橋をはじめとする多くの橋は、大阪市民のチャリティによるものということはご存知ですか？このような大阪のチャリティ文化を背景として、大阪マラソンはチャリティマラソンに挑戦してきました。では、チャリティ文化は、われわれの生活をどのように変えるのでしょうか。コロナ禍の今、チャリティ文化の意味について、大阪マラソンの9年間にわたる研究から報告します。

●第14回 セミナー

- ・ 日時：2022年2月26日（土） 20時～21時30分
- ・ 参加者：21名
- ・ ナビゲーター：菊 幸一（会員：筑波大学教授／日本体育・スポーツ・健康学会会長）
- ・ コメンテーター：杉本厚夫（所長・京都教育大学／関西大学名誉教授）
- ・ ファシリテーター：速水 徹（主席研究員・元朝日新聞論説委員）
- ・ テーマ：これからの教育における体育の在り方

—「教科の見方・考え方」等の出現が意味するものから—
本セミナーでは指導要領上における教科体育の「これまで」を振り返りながら「これから」何がめざされようとしているのか（めざさざるを得なくなっているのか）について解説し、そこでは何が課題となっているのかに関する話題を提供してみたい。特に、今回の指導要領作成のプロセスで出てきた「教科の見方・考え方」の背景や意味、あるいはアクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）のとらえ方やカリキュラム・マネジメントの含意するところから、課外活動として位置づけられている運動部活動の在り方も含めて、これからの体育の在り方を考えてみたい。

●第15回 セミナー

- ・ 日時：2022年3月11日（金） 20時～21時30分
- ・ 参加者：19名
- ・ ナビゲーター：土佐いく子（会員・和歌山大学非常勤講師）
- ・ コメンテーター：杉本厚夫（所長・京都教育大学／関西大学名誉教授）
- ・ ファシリテーター：谷口輝世子（主席研究員・米国在住スポーツライター）
- ・ テーマ：子どもを本当に理解していますか？－子どもに寄り添う教育－
コロナ禍で、青年・子どもたちも悲鳴をあげながら懸命に生きています。その心の声を聞き取り、共感してくれる人を今ほど求めている時はありません。

心の声がなぜ、聞き取りにくくなつたのか、どうしたら聴けるのか、今日の子ども理解について、現場から話をします。

2. 研究会

2021年10月から2022年3月まで、会員限定で、ZOOMによるオンライン研究会を1回開催しました。以下、その内容について報告します。

◆第6回研究会

＜スポーツ文化研究会＞

- ・ 日程：2021年11月8日（月） 20時～21時30分
- ・ 参加者：24名
- ・ 発表者：谷口輝世子（正会員・米国在住スポーツライター）
- ・ テーマ：運動部活動指導への労働の論理導入は、指導時間と活動内容にどのような影響を及ぼすか—米国の視点から—
- ・ 発表概要：運動部活動指導に労働の論理を取り入れることで、指導を担う教員の働きに応じたり、負担の軽減につなげたりしようという動きが盛んになっている。しかし、実際に労働の論理の導入が目的の達成につながっているのかは十分な検証がなされていない。また、労働の論理が活動内容に及ぼす影響も明らかになっていない。日本と同様に学校運動部のある米国では、運動部の指導に労働の論理が適用されていて、給与に追加した報酬も支払われている。米国の運動部指導と比較することで、労働の論理導入が日本の運動部活動にどのような影響を及ぼすかを考察する。

3. フォーラム

2021年度は、4月に教育フォーラム、12月に書評フォーラムを開催しました。どなたでも参加できるオープン参加で、ZOOMによるオンライン・フォーラムです。以下、その概要について報告します。なお、内容についての報告は、本年報「特集：子どもの未来・教育とスポーツ」に掲載しました。

教育フォーラム 2021

—子どもたちと描く、未来の学校—へのお誘い

未来の社会を創っていく子どもたちの視点から、未来の学校を描いてみませんか！

これまでの学校教育では、大人たちが用意したカリキュラムで子どもたちは受動的に学習してきました。そこには子どもたちの意見は入っていません。未来の社会を創っていく子どもたちの考えが反映されない教育というのは不思議なことだと思いませんか。

そこで、「未来の学校 みんなで創ろう」プロジェクトを主宰する松田恵示氏をナビゲーターにお迎えし、子どもたち（中高生）と未来の学校を描く「教育フォーラム 2021」を開催し、明るい未来を皆さんとご一緒に考えてみたいと思います。

- ・ 日程：2021年4月25日（日）19時～20時30分
- ・ 参加者：53名
- ・ ナビゲーター：松田恵示（東京学芸大学副学長・理事）
- ・ パネラー：中学生・高校生（20時までの参加となります）

書評フォーラム 2021

田中充・森田景史著『スポーツをしない子どもたち』

最近、スポーツをしない子どもたちが増えているようです。なぜでしょうか？

その社会的背景について緻密な取材により執筆された『スポーツをしない子どもたち』（扶桑社新書、2021年11月1日刊）の著者、田中充氏と森田景史氏にお話を伺い、皆さんと議論したいと思います。

- ・ 日程：2021年12月17日（金）20時～21時30分
- ・ 参加者：39名
- ・ 発表者：田中充氏・森田景史氏（産経新聞社）
- ・ 討論者：谷口輝世子（主席研究員・米国在住スポーツライター）
杉本厚夫（所長・京都教育大学／関西大学名誉教授）

4. オンラインサロン

2021年度新規事業としましてオンラインサロンを開催しました。このサロンは、「リアルな交流の場を期待する」、「一度会ってどんな方がいらっしゃるのか知りたい」という会員の方からのご意見を反映し、オンラインで会員間の交流・意見交換の場として設定しました。具体的には、「教育」、「スポーツ」、「子ども」という大きなテーマのもとに、参加者がご意見や疑問点などを自由にご発言いただき、他の方がその発言に対してご意見やご質問を重ねていきます。そのような議論が、今後の研究所におけるセミナーや研究などの活動に繋がっていくことを期待して、2回にわたって次のように実施しました。

- ・ 第1回オンラインサロン　日時：2021年6月28日（月）　20時～21時
- ・ 第2回オンラインサロン　日時：2021年7月26日（月）　20時～21時

5. 季刊誌

季刊誌第2号（2021年春号）、季刊誌第3号（2021年秋号）、季刊誌第4号（2021年冬号）を発刊しました（HPで公開）。タイトルと執筆者は下記の通りです。

○季刊誌第2号（2021年春号）

「教育とスポーツ文化の時空間的思考」（2021年4月28日発刊）

- ・ 未来の学校2—「OECD 学びの羅針盤 2030」から考える—（杉本厚夫・橘 大輔）
- ・ 日本におけるマラソンの誕生・明治とメディアと鉄道と（黒田 勇・久保賢志）

- ・ 未来の学校 3－これからの先生は・・・－ (杉本厚夫・梶山直美)

○季刊誌第 3 号 (2021 年秋号)

「教育・スポーツ文化・環境の未来を描く」(2021 年 9 月 30 日発刊)

- ・ 近未来の〈健康〉と〈エンハンスメント〉(西山哲郎・津吉哲士)
- ・ 未来の学校 3－なぜ、今、コミュニティ・スクールなのか！－(杉本厚夫・石橋正敏・小西真美・勝見藤一・村上栄・大谷由美子)
- ・ 内藤正明の「環境学者が描く未来社会」(内藤正明・杉本厚夫・尾島祥)

○季刊誌第 4 号 (2021 年冬号)

「オリンピック、その報道と教育」(2022 年 1 月 23 日発刊)

- ・ スポーツ実況の真実(山本 浩・黒田 勇)
- ・ オリンピックとメディアー新聞の取材現場からー(速水 徹・黒田 勇)
- ・ オリパラ教育は日本社会に何をもたらしたのか(石坂友司・杉本厚夫)

6. 年報

2020 年度年報第 1 巻を刊行しました。タイトルと執筆者は以下の通りです。

特集：『ポストコロナ、日本のスポーツ文化は変わらのか？』

- ・ 学校教育は、日本のスポーツ文化を変えうるのか？－学校教育の視点から－
原 祐一(岡山大学講師)、西山哲郎(理事・関西大学教授)
- ・ スポーツスポンサーの戦略と役割：NIKE のマーケティング戦略に焦点を当てて－メディアの視点から－
黒田 勇(理事・関西大学教授)、西山哲郎(理事・関西大学教授)
- ・ 新型コロナウイルスと米国プロスポーツの変化－米国の視点から－
谷口輝世子(主席研究員・米国在住スポーツライター)、西山哲郎(理事・関西大学教授)

論文

- ・ スポーツの栄養指導における強制的非摂取と摂取に対するアスリートの評価
津吉哲士(副所長・関西福祉科学大学准教授)
- ・ 米国の子どものスポーツにおける保護者と指導者の対話ルールの現状と課題
谷口輝世子(主席研究員・米国在住スポーツライター)
- ・ 学校運動部活動と民間スポーツクラブの関係性について－水泳・競泳競技の場合－
三角さやか(主任研究員・関西大学大学院人間健康研究科博士後期課程)

7. 時事コラム

時事コラムを＜子ども＞と＜スポーツ＞をテーマに、ホームページにブログで掲載しました。

＜子ども＞

- コロナ禍が気づかせてくれた学校教育パート4－子どもの身体表現をめぐって－
勝見藤一（長野県元中学校校長）

＜スポーツ＞

- コロナ禍が気づかせてくれたスポーツ文化パート3－東京2020オリンピック・パラリンピックとボランティア－
杉本厚夫（所長・京都教育大学／関西大学名誉教授）
- 動的平衡とスポーツ1
小田伸午（関西大学人間健康学部教授）
- 動的平衡とスポーツ2－2015ラグビーWC南アフリカ戦は、なぜ、歴史的勝利なのか？－
小田伸午（関西大学人間健康学部教授）

8. 研究支援

次の研究支援を行いました。

- 研究誌への投稿論文の指導・支援
- 小学校体育の授業研究の指導・支援

9. 広報活動

広報活動として、ホームページは適宜更新しており、新着情報でセミナーやフォーラム等の事業を紹介するとともに、ブログでSNS等によって拡散できるようにしています。また、季刊誌、年報もPDFで参照できます。その他に、セミナー等の申し込みや入会申し込みもできるようにしています。本年度から、Facebookによる広報も始めました。

各種事業に対するアンケート調査を行い、より多くの人に参加していただけるように事業の見直しをしております。

編集後記

子ども未来・スポーツ社会文化研究所の2021年度年報（第2巻）をお届けします。

特集、投稿論文、活動報告で構成しました。ご一読いただき、ご感想・ご意見をいただければ幸いです。

さて、研究所を開設して2年間、コロナ禍で活動してきました。「コロナ禍であなたの生活はどう変わりましたか?」と訊かれたら、貴方ならどう答えますか。「飲み会ができなくなった」、「友達とカラオケに行けなくなった」、「旅行に行けない」など、コロナ禍前にできていたことが「できなくなった」という人は、過去を基準に今を考えている面で、「過去志向タイプ」と言えるのではないかでしょうか。一方、「テレワークで通勤時間に別のことができた」、「家族と一緒にいる時間が増えた」、「世界の人と簡単にオンラインでつながることができた」など、これまでできなかつたことが「できるようになった」と考える人は、「未来志向タイプ」ではないでしょうか。

当研究所は「未来志向タイプ」で、セミナーや研究会、シンポジウムやフォーラムなどのプロジェクト事業を「オンライン」で展開してきました。その結果、この1年で、北は北海道から南は九州まで、さらにアメリカまでの広範囲にわたって、のべにして325人の方にご参加いただきました。それに合わせて、テーマも、教育、スポーツ、環境、メディアなど、多様なものになってきました。

本年度の新しい試みとして、研究所の活動を多くの人に知っていただきたいと思い、外部講師をお招きして、オープン・セミナー・フォーラムを開催してきました。その結果、会員は正会員10名、一般会員53名、賛助会員2社（2022年4月23日現在）となっています。また、各種事業に参加していただき、メールでインフォーメーションをお送りしている方は、90名に上ります。

年報は、会員の方に論文投稿を公募しましたところ、2編の応募があり、厳密な審査の上、掲載しました。22年度は、論文の随時受付を行い、ホームページで早期公開をしていく予定です。さらに、研究所の根幹である研究助成の事業も展開していくつもりです。

セミナーでの内容をまとめた季刊誌も第2号（2021年春号）、第3号（2021年秋号）、第4号（2021年冬号）と3号を発刊することができました。

広報は、SNSを活用して、多くの方々に本研究所の活動についてお知らせしていきます。このようにこの1年、各種事業を進めることができたのも、当研究所の趣旨に賛同していただいた会員の皆さんのおかげと心よりお礼申し上げます。

これからも、研究所に関わる皆さんと一緒に、研究所を創っていきたいと思います。引き続きご支援のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

一般社団法人子ども未来・スポーツ社会文化研究所
所長・代表理事 杉本厚夫

子ども未来・スポーツ社会文化研究所 2021年度年報（第2巻）

発行日 2022年4月23日

編集・発行者：子ども未来・スポーツ社会文化研究所（代表理事 杉本厚夫）

編集委員：杉本厚夫、西山哲郎、速水 徹、谷口輝世子、三角さやか、尾島 祥

一般社団法人 子ども未来・スポーツ社会文化研究所

Research Institute for the Future of Children and Sport Social Culture

<https://fcssc2020.jp> E-mail:info@fcssc2020.jp

